

令和7年第2回阿波市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 令和7年6月12日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（20名）

1番 黒川理佳	2番 檜原浩二
3番 野口加代子	4番 竹内政幸
5番 原田健資	6番 武澤豪
7番 北上正弘	8番 後藤修
9番 坂東重夫	10番 藤本功男
11番 笠井安之	12番 中野厚志
13番 笠井一司	14番 檜原伸
15番 松村幸治	16番 吉田稔
17番 木村松雄	18番 阿部雅志
19番 原田定信	20番 三浦三一

欠席議員（なし）

会議録署名議員

19番 原田定信	20番 三浦三一
----------	----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 町田寿人	副市長 安丸学
政策監 正木孝一	教育長 高田稔
理事 坂東孝一	市民部長 稲井誠司
健康福祉部長 大倉洋二	産業経済部長 森克彦
建設部長 森友邦明	水道部長 吉岡宏
教育部長 小松隆	危機管理局長 笠井和芳
企画総務部次長 古川秀樹	市民部次長 酒巻達也
健康福祉部次長 笠井孝彦	産業経済部次長 住友勝次
建設部次長 大石憲司	教育部次長 三宅剛
教育部次長 板東毅	吉野支所長 鈴田直城
土成支所長 妹尾光雄	阿波支所長 大塚清
農業委員会事務局長 伊坂典恭	監査事務局長 坂東明

水道部次長 吉 成 永 吾
財政課長 藤 井 信 良

会計管理者 清 田 美恵子

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 相原 繁喜

議会事務局長 松永 祐子

議会事務局長 大塚 久史

議事日程

日程第1 市政に対する一般質問

午前10時00分 開議

○議長（笠井安之君） 現在の出席議員は20名で定足数に達しており、議会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしてあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（笠井安之君） 日程第1、市政に対する一般質問を行います。

質問の通告がありますので、通告の順序に従い発言を許可いたします。

まず初めに、志政クラブ原田定信君の代表質問を許可いたします。

志政クラブ原田定信君。

○19番（原田定信君） おはようございます。

今、議長から指名いただきましたけれども、本日、トップバッターということでございます。会派を代表して質問をさせていただきます志政クラブ原田定信でございます。よろしくお願いいたします。

前回、3月議会で私はデマンドバスのことについて質問させていただきました。そのとき、理事者からの答弁の中で、そのことについては利用者協議会の中で協議して進めていきたいという旨のご回答をいただいております。3か月たちました。その推移について、理事者からお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（笠井安之君） 安丸副市長。

○副市長（安丸 学君） おはようございます。

志政クラブ原田定信議員からの代表質問であります地域公共交通、デマンドの運用についてお答えをさせていただきます。

大変恐縮でございますが、まず最初に、改めて本市デマンド交通の基本的なことについてお答えをさせていただきます。よろしいでしょうか。

まず、本市におきましては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づきまして、平成28年度から阿波市地域公共交通活性化協議会を設置をいたしまして、本市の地域公共交通計画の作成及び実施に関しての必要な協議を行ってまいりました。この計画の

中で、阿波市デマンド型乗合交通あわめぐりは、阿波市地域公共交通活性化協議会が事業主体として運行をしております。

地域公共交通活性化協議会の委員構成でございますけれども、法律に基づいて組織されておりまして、本市では、県の地域公共交通協議会会長も務められております徳島大学大学院の奥嶋教授を会長として、国、県の地域公共交通担当者、道路管理者や公安委員会、さらに市内の交通事業者や市民の代表として、婦人団体連合会や老人クラブ連合会の会長などに参画をいただきまして、本市の公共交通についてのご意見をいただいているところでございます。この協議会において多様な関係者の意見を反映し、その必要性についての合意形成がなされた場合、道路運送法の特例が適用されまして許認可が得られる仕組みとなっております。しかしながら、このことは本市区域内で可能な仕組みで、ほかの市町村へ乗り入れる場合は、乗り入れ自治体の協議会の会長または市町村長の承認が必要となります。そのため、現在も月曜から金曜の平日は吉野川市の鴨島駅、吉野川医療センター、学駅並びに山川駅へ乗り入れを実施しておりますが、この事業の開始前には、担当者が吉野川地域公共交通活性化協議会に出席をいたしまして説明を行い、承認をいただいた上で実施を現在しておるところでございます。

現在の阿波市デマンド型乗合交通あわめぐりの現状を報告をいたしますと、令和7年度、今年度の予算につきましては、歳入として市の負担金が2,980万円、繰入金420万円、運賃収入等が390万円として合計3,790万円となっております。

次に、令和6年度実績による乗降場所の状況につきましては、こちらから乗って、降りたところですね、降車場所につきましては、吉野川医療センターが1番で1,466件、続いて鴨島駅が558件となっております。今度、乗車場所——乗った場所——につきましても、吉野川医療センターが1番で1,304件、続いて鴨島駅が678件となっております。したがって、数字的には吉野川医療センターが圧倒的に多いわけですが、あちらのほうに乗って行かれた方もほとんどこのあわめぐりに乗ってお帰りになってきているというふうなことが想定できるのではないかと、このように思っております。

また、あわめぐりの利用者を対象にしたアンケート調査を令和5年度から実施をいたしまして、満足度やご意見、ご要望をお伺いして、あわめぐりの利用実態の把握に努めております。昨年度に実施をいたしましたアンケートの結果を申し上げますと、満足度につきましては満足、やや満足とご回答いただいた方が合わせて86.4%となっております。多くの方のご要望にお応えできているものと認識をしておりますが、一方で他市町村

の乗り入れ場所の施設の拡充、あるいはまた、土日の運行を希望するといったご要望もいただいております。これらのご要望につきましては協議会にも報告しておりますが、阿波市地域公共交通計画に基づき、利用者の状況に応じ、市民の皆様が利用しやすいサービスが提供できるよう、地域公共交通の在り方や制度の見直しを含めた検討を進めてまいりたいと、このように考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（笠井安之君） 原田定信君。

○19番（原田定信君） 今、副市長からは阿波市地域公共交通活性化協議会のことについて、いろいろ詳しくお聞かせをいただきました。

私、前回3月に質問したのは、弱者に対しての配慮がもっとできていいんじゃないか。とりわけ今、吉野川医療センターのほうに通院する患者さんの立場からしてみれば、日曜日は休みとして、土曜日の運行がされないというふうな中で、非常にそこに大きな経費がかさんでおる。要するに、病院への通院を送り迎えしてくれる家族がいない人については、一往復で、市場の人でいったら8,000円から、阿波町の人で1万円かかるわけです。将来的に見た場合に、阿波病院が廃院の方向で何か今、進んでおるようですけど、どうなるかは先のこととして、そんな状況の中で、私はあえて弱者の立場から視点を置いていただきたいと思います。

今、副市長のほうから言われた、確かに鴨島駅へ558人っていう話も聞いております。これは、558人というのは、阿波市から鴨島駅へ行く人ですよね。だけど、逆に鴨島駅から阿波市に帰ってくる人が、向こうで乗る人が678人おるわけですよ、でしょう。

これは、恐らく吉野川市のタクシー業者の方にしてみたら大いに不満だと私は思う。鴨島駅は、ご案内のように乗客待ちのタクシーが前の駐車場に並んでおります。相手がJRですから、時間どおりに着く。時間どおりに着く中で予約さえしておいたら、鴨島駅からこちらの自宅まで送ってもらえる、それが300円で送ってもらえる。タクシーだったら4,000円、5,000円かかるところです。それは、地元のタクシー業界からすれば不満が出るんは、私、当然だと思んですよ、それは。気持ちが分からんでもないです。客待ちしとって、そこへずっとデマンドが現れて300円で持っていかれる、これはうれしくないですよ、現場にしてみたら。だから、そういうふうな通勤とかに使う人の話は、私はどうこう言うつもりはございません。そのことについてはそれでやられたらいい

と思うんだけど、私はあえて弱者の立場から言ってるんですよ。

何でかと言ったら、人っていうのは好む、好まざるに関わらず、いつかは弱い立場になっていきます。私たちもそうですし、ひな壇の皆さん方もそうです。いつかは人に頼らなければ生活できないような環境に追いやられてしまう、これはもう人の常ですよ。地域で非常に貢献されて、家庭的にも一家を支えてこられた人が、ある日突然病魔に襲われて、回復されたといえ、体の自由を失う、不自由になってくる。そうしたときに、自由に動くこともできない。家族からは、まず免許証の返納をさせられる、免許証がなくなる。免許証を元気なうちに返納しよる人も今、増えておりますけれども。そういう状況から考えたら、その人らに対して、手厚い行政は何ができるのかっていうことです。地域で貢献して、いろいろ一生懸命した人が、いつかはそういうふうな道をたどるようになります。私たちもそうです。私もそうと思います。いつかはそういうふうな立場になるだろうなど。そのときに、家族がおうちにおればいいですよ、送ったり迎えたり。でも、そうした人がおらない場合どうしますか。例えば透析しとる方としましょう。土曜日、吉野川の医療センターに行って、大俣の人で8,000円かかるんですよ、往復。月曜日から金曜日までは300円、300円で行けるものが、そういうような状況になってくる。そこらに私はもっと手厚い保護っていうんですか、阿波市のキャッチですよ。住んでよかったまち、これからも住み続けたいまち、これは、私はやっぱり、弱者の目から見た評価ですよ。健康な人がこれからも阿波市に住み続けたいとかというような評価って出んと思います。本当に自分が弱い立場になって、行政からそのような温かい手を差し伸べられて初めて、ああ、阿波市でよかったな、これからも阿波市に住まないかな、住みたいな、何か少しでも貢献したいなっていうことを言われとるんです。それから考えてみれば、私は、行政の手を差し伸べるところは非常にあると思います。もちろん、予算が伴いますよ、それは。だけど、逆にいったら、土曜日そうすることによって、私は、デマンドの利用客の300円といわずに500円にしてもいいと思う。ただ、これは小さなお金ですけども、業者のほうから市のほうに納められるお金で、業者の方には市のほうから契約した金額が払われよると思うんですけども。

何で私、こう言うかと思うたら、もう数年したら、市内のデマンドの利用はますます増えてきますよ。というのは、医療の発展で長寿命化がされていっている。ただ、長寿命化がされていったからといって、その人が本当に健康で健全で、全て自分でやられてるとは決して私は思いません。障害があって、一度大きな病気をすると家に籠もってしまう、そ

ういう人は皆さんにしても、議員にしてもよく見ておると思うんです。あんなに元気だったのに、もう外に出ようともせんわと。今朝もテレビを見てましたら、デイサービスのことをやってました。デイサービスに通うことによって、その人の痴呆症を進めていくのを物すごい遅らせることができる。それはどういうことかといったら、人と人との交流ができることを少しでも長くやらせれること、いわゆる社会参加がそこでできることってというのが、私は、あえてその人の健康寿命を延ばすことになるんでないかなと思うんです。そこで、デマンドっていうのが運行されることによって、そのデマンドによってあちこちに行けることができたなら、私は、もうまさにデマンドの意味がそこにかなえられるんでないんかなっていうような気もします。

そして、業者の方にも話しました。土曜日動けというんなら、日曜日も動かしてほしいって言ってますよ、業者は。それもいいじゃないですか、日曜日も。日曜日はボランティアの方がたくさんイベントをやってる、あっちこっちでいろんなボランティアの方が熱心に。そこらの方のところにも、大方これはみんな事業は日曜日ですよ。その日曜日に行ってイベントを見たり、参加したり、また物を買ったり、物を食べたり、そうすることによって元気が回復し、少しでも社会貢献できるような立場の人になれば、私は言うことないと思うんですよね。

だから、私、前段申し上げたように、デマンドバスっていうのは、今の状況ではこれからはずっといけないと思う。どんどんどんどん良化していく、活発に動くようになってくる、地域の人、役所の立場での交通の橋になってくるというようなことを私はつくづく思います。

国のほうでも、物すごい、この部分にしては緩和されていってるんですよ。これは終わらないと思うんですよ。ライドシェアにしてもそうでしょう。この前、新聞に載ってた、よその県の業者が入ってライドシェアする。国土交通省からはそういうふうな認可が下ろされよるんですよ。それをかたくなに形式にこだわって固持しておったんでは、本当の意味でこれからも住み続けたい阿波市になりますか、それで。そういうような温かい、弱者に対しての手が差し伸べられて、私は、あえてこれからも阿波市に住み続けたいんですよ。そういう意味から考えれば、いろんな要素の中で私は、確かに予算かかるでしょう、事業費も幾分かかかるかとも思います。私は、今のデマンド、50円、100円上げてもいいと思うんです。でも、もっと緻密な方向が見いだせれないものか。

このことについて、副市長のお答えよりも、私は、市長にいただけたらと思うんで、市

長はどう考えるか、阿波市づくりの中で、本当に住み続けたい町、住んでよかったまち阿波市、その実現のためにも、まずこれは、私は市長の英断だと思う。市が英断をしてやろうかとした場合に、地域公共交通活性化協議会、これがそれに対して待ったをかけることは私はないと思う。待ったがかかるんなら、国の国交省に訴えたらええんですよ。そんな会必要ないですよ、それなら。これは、市長のほうにぜひ、市長はどうやりたいんだという、交通弱者、とりわけ生活弱者が増えておるのも、もう市長も目の当たりにしてると思っています。私たちもそうです。あんなに元気だったのにな、奥さんがおらんようになったら急に老け込んでしもうたなとか、いろんな方に巡り会います。そのことを思ったときに、ますますこれから、私はデマンドの必要性が問われるようになるんでないかと思うんです。市長の見解、お聞かせください。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 志政クラブ原田定信議員の再問に答弁させていただきます。

地域公共交通の今後の運用案についてということでございますが、これにつきまして、今年の第1回の市議会定例会におきまして原田定信議員の質問がございました。先ほどもいろんな思いを述べられましたが、阿波市におきましても、ちょうど、いつも言っておりますが、本年4月から21年目を合併して迎えます、高齢化率といひまして、65歳以上の人口の方は合併当初と比べまして、20年間で今は4割弱ということで、10人に4人の方が65歳をもう超えとると。団塊の世代の影響もあるんですけど、2025年問題っていうのもございます。こういった中で、合併当初とは26から13ポイントぐらい65歳以上人口の高齢化率が増加しております。こういった中で新たな課題ができると、その中の重要な課題だということは十分に認識しております。

そして、原田定信議員から、国交省のほうでもライドシェアを含めて、いろんな、国のほうでも効果的な事業については補助事業の採択要件を緩和しているということも、原田定信議員のあれによりまして、国土交通省のほうとその後数回、担当を中心に折衝いたしました。こういった中で、緩和はしているものの、市町村間の垣根と申しますか、物にもよるんですけど、内容によってはスムーズにいくもの、内容によってはかなりハードルが高いものもございます。

こういった中で、この3か月間、いろんな勉強をさせていただきました。そして、免許証の返納の話、それと医療センターを中心とする需要の多さ、こういったことも踏まえまして、短期的な、隣接する行政間だけの話でなくて、いろんな協議会の中では、民間業者

の皆様、いろんなものが関連してきますので、それらを早急に解消するっていうのはなかなか難しかったというのが現状でございまして、これにつきましては、国もこんな状態でございまして、来年度の2026年度予算に関しましては特に国土強靱化ですか、そういった国民の求めるものに予算を配分していくという方向の中で、原田定信議員の今回聞かれたことにつきましても、かなり重要視、予算の配分も増えてくると思うんですよね。こういった中で、時間をいただきながら、スピード感を持ちながら十分に検討して行って、関連しているいろんな課題を取り払って、市の方向性を出していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 原田定信君。

○19番（原田定信君） 今、市長に答弁いただきました。

ただ、要点を得ることはできません。何でかと言ったら、今回、私、2点質問を出させていただきとるんですけども、事前の打合せを私は拒否してきました。それぞれ議員が今回質問を出してますけれども、それぞれの質問に対しては、理事者の方がいろいろ考えられてあらゆる角度、この角度からもう回答する答弁を決めて、そしてそれで動かさない、そこらまで決めつけた中で答弁がされております。だからしかし、どのように私ら議員が説得しようと、出た答えは変わらないのですよね。議員がそれぞれ努力しながら、研さんしながら述べた質問が扱われるっていうことに、私は若干の不満を持っております、そのことについては。今市長が言われたのは、一体じゃあどうするんですかって、改めて私は聞きたいんですけども、ただそのことについては、事前の協議会の席を私は設けてないんで、そんな答弁になろうかと思うんですけども、地域の時代背景を私はよく考えてほしいんですよ。

ただ、お隣の美馬市に至っては、今計画に挙げとるのが無人運転まで考えてます、無人運転。そういうところまで今、進んどんですよ。お隣ですよ、お隣の美馬市ですよ。いつ運行するかは別として。ということには、人手不足ということも考えられておる、これはそのとおりです。人がおらんところの業者のほうにしてみたら大変なところもあるんですよ。だから、その部分っていうのをもう少し踏み込んで、私は考えてほしい。

私はあえて申し上げるんならば、弱者に優しい町阿波市をぜひつくってもらいたい。弱い立場の人が、ある意味、市から温かい加護がいただける、そういうまちづくりは、これは絶対に必要ですよ。この後私が質問する新ごみ施設のもそうですよ。そういったものも

必要な代わりに、このような弱者に対する行政の思いやりをかけること、これはてんびんにかけてら、私、両方五分五分だと思いますよ。弱者の立場からしてみたら、身につまされることじゃないですか。だから、一つの方法として考えられるのは、どうしてもそこに手が回らない部分があるとするのであるならば、例えばタクシーチケットの発行とか、そういうふうにして市が賄ってあげる、そういうふうな思いやりのある阿波市にならないものかということをおはつくづく思います。確かに大きな予算が伴ってくるのは、私は分かります。それは十分理解しております。しかし、それ以上に、弱い人の立場に寄り添ってできる阿波市、ぜひそれを私は実現してほしいと思うんですよね。

再度、市長のほうからもう一度お答えをいただけたらと思います。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 志政クラブ原田定信議員の再々問に答えさせていただきます。

今日の質問、再々問も含めた、今、原田定信議員のご意見をいただきましたが、市内全体で、デマンドだけではないんですけど、弱者に優しいということ、阿波市のモットー、こういったことも踏まえまして、ポイントで答弁せないかんですけれど、繰り返しになるんですけど、民間の企業、行政間のいろんな協議が調うことによって、いろんなことが進んでいきますので、それにはもう少しお時間をいただいて、私も原田定信議員と一緒に、弱者に優しい町っていうのは、気持ちは同じでございます。そういったことで、実践したときに、また変更、また変更等々のないように十分に肝に銘じまして、先ほども申しましたが、方向性を考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（笠井安之君） 原田定信君。

○19番（原田定信君） 私は、市長からは今、前向きなご答弁をいただいたっていうふうにつけておきたいと思っております。

行く行くは、できれば私は、乗合交通にまで波及していく必要がこの町にあるんでないんかなと。乗合交通というのは過去に市場町の時代にやりました。恐らく理事はご存じだと思いますよね、市場町のときに。市場交通がしていた乗合交通。徳島バスの路線が全線廃止されたときに乗合交通でしていた。これはいい成果ではなかったと思っております。ということは、時代背景が変わってきました。そんな状況の中で、交通弱者の人が常にどこにでも出かけていけるような、そういうふうな環境を私はぜひつくってほしいなあと。例えば、買物に行くことによって、その人の老化を防ぐこともできますし、また人との交流をすることもできるんですよね。そういうことが、今、行政が、大きな事業も必要だけれど

も、手を差し伸べる、重要なことでないかなっていうふうに私は考えております。どうぞ今いただいた答弁を基に、市長を中心にぜひこの件を前向きに考えてください。そうすることによって、まして交通弱者がこの町にはいないんだ、どなたも希望すればそういうようなところに行けるんだ、デマンドっていうバスがあるんだっていうことを強く認識をしていただいて、私は進んでいただきたいというふうに思います。今、市長から再度答弁いただきました。私自身、前向きと捉えた中で、今後しっかりと見守っていきたい。どうなっていくのかなという、その行く末をゆっくり見させてもらいたいなというふうに思いますので、副市長もぜひ肝に銘じて、このことについては、当面の大きな課題として取り組んでください。今日、社協のほうで協議会があるんですね。業者と、受けよるところのいろんな中での。そういう話も聞きました。そんな中で、理事者の方は今議会中なんで出席できないだろうと思うんですけども、事あるごとにそういうことを皆さんと共に考えていただいて、交通弱者のいない町阿波市、そこらを目指してぜひ頑張ってもらいたいというふうに思います。

2点目に移ります。

6月2日付の徳島新聞に「地権者との交渉終了、月内に予算案提出方針」という見出しで報道されました。そのことについて、市長のお考え方、まずその1点、お聞きしたいと思います。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 志政クラブ原田定信議員の代表質問の2問目、新ごみ処理施設についての1点目の今後の各方面との交渉はでございますが、今、原田議員の言われた、先日報道等に乗ってございましたことについて、答弁をさせていただきます。

新ごみ処理施設につきましては、廃棄物処理法の中で、基本的な原則として一般廃棄物っていうのは各市町それぞれで処理しなさいというのが義務づけされております。ですから、基本的には、阿波市は阿波市、板野町は板野町、上板町は上板町の中でちゃんと処理しなさいというんが義務づけられておりますが、今、広域を組んで2市2町でおるわけですが、吉野川市が今年の8月からもう脱退するというので、今、1市2町で鋭意事業を進めておりますが、人口にしたら約5万7,000人、世帯にしたら2万5,000世帯、この方が、今、スケジュール案を示しております令和10年4月1日から一般廃棄物の行き場がないというのがもう最悪のことでございますので、いつも言っておりますが、これを打破するというので、鋭意努力をしているということでございます、新聞等の

報道によりまして、タイムスケジュールの中で逆算していったら、今年度中の8月にもし事業公募して、業者を選定するにも数か月かかります。こういった中で、阿波町の新ごみ処理施設の現場に着手して2年間工事がかかると。それが令和9年12月の年内に終わって、年明けて3月間試運転をして、令和10年4月1日から新施設に完全移転して運用するという中で、2年8か月というのもよう活字で出ております。こういった中で、地権者との交渉は終わったと言いながら、それに伴うほかの事業費も含みました予算の議決を議員のほうに懇切丁寧説明しながら中央広域環境施設組合議会、また負担金の、2市2町ですかね、1市2町の場合もあるんですけど、こういった負担金の予算を伴いまして、今月中、また来月の最初には各市町の予算、負担金です、それと中央広域環境施設組合議会でのトータルの予算ということの議決を得て予算を執行して行って、やっと間に合うといったような状態でございますので、こういったことが報道されたということでございますので、報道に関しましては、日本国憲法の21条で取材、放送、民間の業者で報道機関がございまして、立ち位置が違います。そういった中で、そういった言論の自由等々の責務を民間の方は負っております。新聞のことを言よんですけど。

そういった中で、先行して掲載されたということにはおわびを申し上げるとともに、もう一点言いたいのは、私のほうでは決して議会軽視をするようなことは思っておりません。こういった中で、今後も、議会軽視をしないように、全員協議会等を議長に開いていただきまして、ポイントポイントで説明を十分させていただきまして、それに伴いまして、地域住民の現有施設の方、阿波町の地域住民の方にも懇切丁寧に説明をさせていただきまして、並行してにはなるんですけど、そういった中で、報道との間には、行政のほうでいろんなコントロールすることが立ち位置が違うのでできないということで、こういったことが先行して出るということはまたあるというようなことも、絶対ありませんとは言えませんが、議員の二元代表制を十分認識はするものの、二元代表制の中には国民主権ということも含まれておりますので、地域住民に配慮も図りながら、二元代表制を重視しながらやっていきたいということで、こういったことで今回の新聞報道につきましても、お互いの立ち位置が違いますので、そごがあったというご理解で、私も悪意があつて先に報道に出たというようなことではないので、このあたり何回も繰り返しますが、ポイントでは全協等によって説明をしていきたいと思っておりますので、どうかご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 原田定信君。

○19番（原田定信君） ご理解、ご協力っていうことを今、市長は言われましたけれども、当然、私としてもこれは協力して行って、どうにか推進していく立場には何ら変わりません。ただ、過去に私が携わってきた阿北火葬場の建設計画、おおむね地元協議会との同意を取り付けるのに足かけ3年かかったんですよ、実は。この問題も私、そうだと思うんですけども、地元の同意を取り付けるというのがまず私は一番のハードルと思ってました。これ、市長が副市長の当時、再三地元を訪ねて、いろんな方と協議をされたということは十分知っております。今、しかし、この近くで地権者との交渉が終了したということなんですけれども、地元の協議会との協定書というのはまだまかれておりませんよね、まず。これをそれからどうまいていくのかっていうことを、私は非常に注目してます。何でかと言ったら、地元の7つの常会、ここからどういう要望が出てくるのかなと思うときに、あえてそれが、阿波市がどこまで述べるのか、変えるのかっていうことがあるんですよ。それと、今回、予算も全員協議会で具体的なことを示したいというふうに市長はおっしゃられてますけれども、今回もまた契約年数は20年ですか。今、現施設については20年ということで、あつという間に過ぎました、20年。鉄筋の耐用年数というのは少なくとも50年ですよ。私は20年というのはあまりに早かったなっていう気がします。また、今回も恐らく地権者との交渉が20年ということで賃貸契約するんであるならば、私は短いようでないのかなという気もしている。このことについての回答は市長もできないと思うし、私の考えとして聞いてください。

今ある施設、例えば先ほど申し上げた阿北火葬場、それと阿北環境、処理場です。この施設共々に、行政と約束した耐用年数をはるかに過ぎとんですよ、もう。そのために業者が常に入ってメンテナンスをやりながら、一日でも長く使おうということでやってきた、これが私は事実と思います。見たら、今の中央環境の施設、まだまだ使える環境にはありますけれども、あえて20年とうたったが最後ですね。地元の人々の今回撤去するについても、これからまだ地元の人との折衝も残っておる。あの建物取り壊すにしたって大変ですよ、更地にするのは。だから、私は、20年というのはあまりにも短過ぎたんじゃないですかということを思っております。

そうした中で、市長に私は常にお願したいのは、市長自身がどこまでの行動範囲で動いているのか、市長があんまり前線に行くのは、私はあんまりよしとは思いません。これは、現場との交渉は、もう土日といわず朝晩、これ、副市長が出向くべきですよ。という

のは、市長が回答してきた回答はもう最終決定ですよ。副市長が地元を示した答えっていうのは、帰って市長に報告した中で拒否されればそれは元へ戻るんだけど、市長が答えたらもう戻りませんよ、後に。それぐらい市長のお考え方は厳しいと思う。だから、チーム町田を組んで、あくまでもリーダー、トップは市長だけれども、あと副市長がおる、理事がおる、担当部長もおって、そういうふうなものを十分にこれから話を詰めていかなければ、私は2028年4月に供用開始なんて夢の夢でないですか。いけますか、大丈夫ですか。地元の協議会との同意書にしたって、すんなり判を押してくれるとは私は思っておりません。これから地元の協議会との協議の中で核心に触れていかなければならないじゃないですか。これからが本当の地元との協議に入っていく。その中から考えてみれば、私は市長が最前線で戦うより、やはり副市長をはじめとした理事、担当部課長が行かれて、一生懸命地域を説得してほしいなっていうように思うし、そのことについてね。

ただ、世間の言葉の中で、売手市場とか買手市場というのがあります。今、この事業につけては仕事の受け手市場になってませんか。第1回目の交渉が不調に終わりました。それからこっち、諸物価が非常に高騰しておる。七十何億円の一定規模の事業が、絶対これではできないでしょう、恐らく。恐らく100億円に近い要望が、いかにコンサルが入っても、要るのじゃないかなと。そのときに私が一番心配するのは、また前回に続いての入札の不調ですよ。もしもそうなった場合に2028年4月の供用開始は無理ですよ、絶対に。そういうことなんだ。

市長が精いっぱいやられよることを、私はもう十分に評価をしております。ただ、担当協議会がたくさんありますよね。まず、市長の思う一番基本的な協議会は、中央広域環境施設組合協議会だと思いますよ。だからといって、私たちは新ごみ施設の完成予想図も見ました。それと、今回の地権者との交渉が終了したということも聞きました。今後とも、我々は、阿波市協議会は徳島新聞の新聞報道で知るんですか、これからも。やはり、その都度、私は協議会に相談もしてほしい。決して協議会軽視とは私は思いません。だけど、これこそまさに、理事者と協議会は車輪の両輪ということですよ。その機能を十分発揮していただいて、これからはどんどんどんどん議員も現場に出向いていく、そういうことが、私は必要でないんでないかなっていうふうには思います。その意味に兼ねて、市長のほうから、2028年4月における供用開始に向けては問題なしにいけるのかどうか、市長のお考え方をお聞かせください。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 志政クラブ原田定信議員の代表質問の再問に答弁させていただきます。

ごみ処理施設については、先ほどにも回答いたしました。令和10年4月1日に、何回も申しますが、ごみの行き場がないというのがもう最悪で、それは1週間や1か月で対応できないというので、もう最終的には、いろんな抜かりもあるんですけど、これを目的にしております。

そして、周辺自治会の話につきましては、あえて阿波町のほうの話を先にするんですけど、阿波町におきましては、令和3年3月に今の東長峰の候補地が決定いたしました。令和3年4月から、7つの自治会に交渉を数十回させていただきました。まず最初に、地域に情報がないということで、いろんなお叱りをいただきました。こういった中で、地域7自治会に配慮が足りないということは、自分も反省をいたしました。

そういった中におきまして、原田定信議員の令和4年の第2回の市議会定例会の代表質問で、地元推進協議会というのを、原田定信議員の過去の経験、市場町での組合の経験も踏まえまして、そういったアドバイスをいただきました。こういった中で、令和4年10月の公募で不調に終わる間に、7自治会と数十回、いろんな検討をした中で、協定書の原案、それと周辺対策の在り方も含めまして、推進協議会の話もかなり詰めていっていたわけなんですよね。なので、ぼっと出たっていうんじゃないということと、今回、その間不調になって、検証結果をもう一度分析する中で、公設民営から公設公営っていうのが、私が市長に就任しまして令和5年10月に方向性が変わったということで、これを踏まえまして、阿波町の7自治会におきましては、2月28日から3月いっぱいにかけてぐるっと7自治会に説明に参りました。こういった中で、先ほど申しました過去に協議した分を覚えておられた方もおりました。それと、初めてというか、説明会の参加回数の少ない方もおられましたが、過去にもこういったことを出してあって、それで推進協議会の話もしてあって、今回新たに3月30日までの話もまた出てきました。こういった中で、協定書の原案というか周辺対策、いろんなことの知識がかなりある方もおられます。それと、説明会に参加する回数の少ない方は、ちょっと遅く知った方もおるので、推進協議会につきましては3月30日までの7つの自治会の中で、かなりその話が出ております。だから、今は7つの自治会ごとにそれぞれ説明会をしておりますが、推進協議会の中で、7つの自治会のそれぞれの代表が一堂に集まって話をすると。それと、協定書、最終の覚書についても、同じものを自治会とまくとといった話までは3月にしております。

こういったことで、推進協議会の重要性っていうのは十分に認識しておりまして、この話もしておいて、また近々には、阿波町の説明会に行くという予定もしております。そして、地域の住民の説明会というのは、非常に個々の意見がいろいろ皆ありまして、説明に行政主導ではなかなか行けないということで、いろんな意見をいただいております、現有施設の今のセンターのほうにつきましても、今後、説明会を予定、準備も今、いたしているところでございます。

それと、先ほど原田議員も言いました令和10年4月1日から稼働できるのかということには、今のスケジュールで、これを厳守していったらできるものだと考えておりますので、どうかよろしくご協力をお願いします。

以上でございます。

○議長（笠井安之君） 原田定信君。

○19番（原田定信君） 先ほど申し上げた徳島新聞の記事によると、2028年4月に稼働させるためには、今回は8月頃の建設工事への一般競争入札を行って、秋頃に業者を選定したい、少なくとも年内には着工したいという方向が述べられております。そのとおりでないかなと思うんです。私は、前段申し上げましたけれども、これからはチーム阿波として、市長をトップのリーダーとして、職員の方全員がこのもんに取り組むべきだ、取り組んでいかなければならないというふうに思っております。この新聞記事の最後に書かれています、市長は不退転の決意で臨みたいという非常に強い言葉ではしられて、一応インタビューは終わってんですけども、ここ1点、市長そのものは自らの政治生命をかけてこれはやり遂げるというお考えだっていうふうに私たちは認識してよろしいでしょうか。いかがでしょう。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 原田定信議員の再々問に答弁させていただきます。

全国的に、四国内でも、徳島県内でも、ごみ処理施設の事業につきましては、不退転の決意といたしますか、それを持ってやっても、できると先ほどお答えしたんですが、そのぐらいの覚悟を持って望まないといけないという趣旨を取材のほうで掲載したと私は認識しておりますので、それに先ほども何度も言いますが、令和10年4月1日稼働を目指して、強い気持ちを持ってやるということで、ご理解をよろしくをお願いします。

以上でございます。

○議長（笠井安之君） 原田定信君。

○19番（原田定信君） 市長の決意するところがよく理解できました。前段申し上げましたけれども、やはりチーム阿波として、全職員そしてまた全議員も、この問題は共に汗をかかなければ、なかなか私は山は高いんでないのかなってという気がします。ぜひ、所期の目的達成のために、みんなで力を合わせてやらなければならない、そんな大きな事業であるというふうに私は認識をいたしております。

いろいろ、前段申し上げましたとおり、打合せもなしに今回私、この代表質問に臨みました。答えられた副市長、市長ともに答えにくい点、何が言われるんだろうという思いがあったと思うんですけれども、私は丁寧なご答弁をいただきました。これからも阿波市の発展のために尽力して、私どももまいりますし、一層の理事者の皆さん方の頑張り、心から期待をして、私の代表質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（笠井安之君） これで志政クラブ原田定信君の代表質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時09分 再開

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、阿波みらい阿部雅志君の代表質問を許可いたします。

阿波みらい阿部雅志君。

○18番（阿部雅志君） それでは、阿波みらい、議席番号18番阿部雅志、ただいまから阿波みらいを代表いたしまして質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

早いもので合併してはや20年が経過いたしました。阿波郡、板野郡の2町、本当に20年であつという間でなかったかなと、このように思います。旧4町が合併したことによって、本市は県下でトップの農業の町、基幹産業は農業として阿波市は進んでまいりました。

農業政策について、改めてまた質問をさせていただきたいと思います。

農業、まずは人の命を育む非常に大事な産業、それが農業です。長年にわたりまして非常に厳しい状況が続いているということは、ご承知のとおりであろうかと思えます。その中で、よく言われておりますのが、農業者の高齢化、後継者不足はじめ農産物の価格低迷、そして遊休農地の増加、また食料自給率の問題や近年の気候変動による農作物への影

響など、農業分野において多くの課題、問題を抱えており、本当にびっくりするほどの農業情勢でないかと、このように思います。こうしたことは、農業が魅力を失い、そして農業離れが進んで耕作する者が減少し、やがて遊休農地が拡大するという悪循環を繰り返しており、このことは、阿波市に限らず、全国の各農家、経営継続を非常に難しくしているものと思います。

こうした中、農家数や農業従事者数などについて具体的な数字を見てみますと、阿波市の今の状況は、これから進めていきたい農業政策の効果などが分かりやすいと思いますので、まず1点目の質問といたしまして、合併後20年が経過した現在、合併当時と比較して、農家数や農業従事者数がどうなっているのか、また遊休農地の面積はどうなっているのかを森産業経済部長に尋ねをいたします。

○議長（笠井安之君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 阿波みらい阿部議員の代表質問の1問目、阿波市の農業政策についての1点目、合併後20年が経過したが、阿波市の農家数、農業従事者数、遊休農地の現状はどうなっているのかについて答弁をさせていただきます。

本市の農業は、平成17年の合併以降、県下一の農業地域として、水稻や野菜、果樹、花卉など多種多様な農業生産が営まれておりますが、議員お話しのとおり、農業を取り巻く環境は大変厳しい状況にあり、農家数や農業従事者数が年々減少を続け、遊休農地も増加傾向にあります。

議員ご質問の合併当時との比較でございますが、農家数につきましては、国が5年ごとに実施しております農林業センサスによりますと、合併当時の平成17年が4,423戸、直近の令和2年が3,017戸で32%の減少、また農業従事者数につきましては、合併当時が4,058人、令和2年が2,554人で37%減少しております。一方、遊休農地につきましては、把握可能な平成19年が約100ヘクタール、直近の令和6年が約103ヘクタールで、これは、平成28年頃までに盛んに行われた遊休農地を利用した太陽光パネルの設置により、遊休農地の面積拡大が抑制されたもので、3%程度の微増にとどまっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 阿部雅志君。

○18番（阿部雅志君） ただいま部長からご答弁をいただきました。

合併当時からの把握できる直近の令和2年までの数字として、農家数については約3割

減少、農業従事者数については半分までとはいませんが、約4割近く減少してるということでございました。また、遊休農地の面積については、遊休農地を利用して、盛んに太陽光パネルが設置されました。大きくは増加していないという、少し皮肉な結果のようではございますが、太陽光パネルも耕作はしていませんので、あくまでもこれは遊休農地みたいなものと私は捉えております。これは、大切な農地が着実に減っていることだと思います。私も長年農業に携わってきましたが、現場にいる者の感覚としまして、遊休農地は実際はもっと増えているような気がしております。

さて、こうした農家数や農業従事者数の減少については、当然人口減少問題、確かにあるかと思いますが、歴代の市長が掲げてきた農業立市、基幹産業は農業として、阿波市としては非常に残念な数字であるのではないかと思います。

そこで、次に再問といたしまして、先ほどの農家数や農業従事者数の減少を踏まえて、今後、市として、非常に難しいと思いますが、農業政策をどのように進めていくのか、改めて森部長にお聞きいたします。

○議長（笠井安之君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 阿波みらい阿部議員の代表質問の1問目、阿波市の農業政策についての再問、今後の阿波市の農業政策をどう進めていくのかについて答弁をさせていただきます。

本市は、平成23年に県内の市町村に先駆けて、農業施策の指針となる阿波市農業振興計画を策定し、担い手の育成をはじめ生産性の向上や農産物のブランド化など、持続可能で収益力の高い農業経営の確立を目指し、これまで様々な農業施策を展開してまいりました。

しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、農家数や農業従事者数の減少、また遊休農地の増加、さらには近年の農業資材の高騰や気候変動による農作物への影響など、本市農業にとりまして大変厳しい状況に直面しており、今後もさらに深刻化することが懸念されているところでございます。今後も阿波市が農業立市としての地位を堅固なものとし、本市農業を将来にわたって維持、発展をさせていくためには、農業の環境変化への確かな対応と、新たな視点を取り入れつつ、これまでの取組をさらに推し進めていくことが重要であると考えております。

こうしたことから、一昨年3月には阿波市農業振興計画の改定を行い、阿波市ブランドの構築や効率的な農業生産の推進、また多様な担い手の育成など、これまで進めてまい

りました農業振興策に加え、最先端技術の導入やスマート技術の実装など、次代の農業を見据えた取組支援をはじめ、農地の集積、集約を図る圃場整備事業の実施や地域計画に基づく農地貸借の促進を図ってまいります。さらに、安全・安心な農産物の生産、また環境と調和した農業生産の浸透を図るなど、時代に即した農業振興策についても、今後、農業者はもとより関係機関との連携を図りながら、ハード面、ソフト面の両面から効果的な事業を展開し、本市農業の維持、発展につなげてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 阿部雅志君。

○18番（阿部雅志君） ただいま部長のほうから答弁をいただきました。

阿波市の農業政策についての説明は、平成23年、県内の市町村に先駆けて策定した阿波市農業振興計画、その都度見直ししながら、阿波市としてもあの手この手を打っているいろいろな施策を進めてきているということでした。今後も農家の視点、農家の望んでいる施策をしっかりと進めていただきたいと思います。

一方、私が常に思っているのは、農業政策というのは、人の生命の源となる食料を確保するという、あるいは農地の保全、また国土を守ると、さらには食料の安全保障や必要な予算規模など、国全体、社会全体が取り組むべきもので、地方分権といえども、もっと国が主導権を発揮し、間違った主導権は駄目です、もっと大胆な地域農業を正しい方向へと導いていかなければならないと思っております。

しかしながら、昨今の国の動向を見ても、最近では大きい米騒動が起こっております。お米の値段が去年の2倍に跳ね上がり、世間では大きく騒がれておりますが、このことは、米の流通を厳格に管理していた食糧管理制度を廃止し、70年代から始まった減反政策などにより、国が大きく間違った米政策をしたものと私は考えております。また、今、テレビで、朝、食事しながら見ている、消費者が出てきて、お米は高い、そればかりテレビが朝朝、流れております。私はあれで普通の値と思います。サラリーマンの方もよく分かるけど、50年前の給料って大体5万円か6万円ぐらいだったと思う。そのときのお米、1升450円です。また、お米30キロで2斗です。9,000円になります。この前の2018年に減反政策が廃止されたときから5,000円、高いほうで5,500円だったんです、30キロ。こんなばかな話がありますかと、私はインタビューがあったらほんまにそういうような答えをしたいと。誰が損することを、お米を作りますか。昔だったら、よう田んぼでハデにかけて自然乾燥、人の油やガソリンから、電気が

ら、何にも要らない頃は、それで1升が450円です。今、一生懸命、機械、油、電気、全部かけて、それより安いっていうんが何ぼしても気に入らない、私の思いです。こういうような農業政策しよったら、市が一生懸命、魅力のある農業にしようと努力しても、国は減反政策、そればかりを今まで言うてきて、5年に1度の農業センサス、これが全部外れて、私は、このたびの米騒動は実際に現物がないか、それか高くして輸入を増やすか、どっちかと思えます。総理大臣も昨日言ってたけど、足らなんだら輸入するって、ミニマムアクセス77万トンかいな、入っとんですけど、それを主食用に回す。あまりにも、主食である米をよその他国に輸入するやいうんはもってのほかと思えます。

難しい点はいっぱいあるんですけど、また最近では、農林省のほうからみどりの食料システム戦略、これを銘打って推進をしております。ちょっとそれ、コピーしてあるんじゃないけど、これを受けるんには認定を受けるらしいんですけど、収量、品質に影響が出る可能性がある。みどり戦略の実現のためには、農薬や化学肥料の使用量を減らす必要がある、従来の栽培方法と比べて手間やコストがかかる。食料自給率が38%しかないのに、これをしたら、食料難民に日本はなります。有機農業も一緒です。この前、2月にちょうど私、レタスをまく前に飼料会社の人に来て、それで長話してたら、必ず有機、自然栽培っていったら、葉物野菜で3割は減ります。大豆とか穀類はまだ少しだけ。果樹類については、リンゴは硬くなるらしいです。我々も一緒です。体も栄養バランスがきちっとあって体が維持できると思う。偏ったことしたら、絶対に駄目と思う。私は有機農業、みどり戦略って何かいな、中身のない戦略と違うかっていうように捉えております。こういうような有機農業の拡大は、絶対に食料難民になる可能性があります。

そして最後に、あまりにもこう、これは農政っていうんかな、これは国会のほうで昨年の4月に可決されたと思うんですけど、食料供給困難事態対策法っていう法律が可決されて、この25年4月から施行されるようになっております。それを抜粋して読ませさせていただきます。食料供給困難事態対策法とは、異常気象や紛争などの影響で食料の供給が大幅に不足する事態に備えるための法律です。2024年に成立し、2025年4月から施行されております。この法律は、政府が総合的に対応できる枠組みを整備し、食料安全保障を強化することを目的としています。具体的な内容といたしまして、食料供給困難事態の定義、米、小麦、特定食料の供給量が大幅に不足する兆候がある場合、内閣総理大臣が本部長で対策本部を設置し、政府一体となって対応します。事業者の要請指示、深刻度に応じて生産や出荷の調整、輸入の促進など、事業者に対して要請または指示ができる。罰

則、指示に反して計画を届け出ない場合は、20万円以下の罰金が科せられます。こんな対策法ってどないしても納得ができんのんですが、今までは転作をしろ、減反しろっていうて、食料を抑え抑え、余剰の食料は困るからっていうんで、各省庁に入っとる人は非常に優秀な人だろうけど、お箸と鉛筆以上重たいもん持ったことない人と違うかいなと思う。あまりにもこれ、ひどい政策でないかいなと思います。私も50年、ずっと農業一筋でしてきたんですけど、こんなばかな法律が通るんじゃけん、こんな人が農業政策の方向性を出すというのが間違うとると思います。本当にこれ、今のこのままで農水省やは皆、心配ないんかいなというような感じを受けるんですよ。国がすることで、ここで国の悪口言うたって仕方ないんですが、地域農業を一生懸命支えよる私たち自治体の方は、本当に苦勞しても結果がそぐわない。これは国が足を引っ張って引っ張ってしよると思う。国の各省庁の方は税金からサラリーをいただきよるけんど、地元の現場でおる方は、地元の発展やいろいろ衰退させないように努力をしていただきよる。それは私は、この質問では自治体の施策は悪いやいうことはない。国の施策が一番間違うとる、もう、それに尽きると思います。

いろいろ申しましたが、農業資材などコスト、また価格も転嫁できるように、欧米で実施されているような直接支払制度などを構築して、国は抜本的な農業改革を行っていただきたいと、このように思うところがございます。地域農業、つまり阿波市農業を守っていくためには、繰り返しになりますが、今後、国の大胆な農業改革、大変重要な鍵となります。農家の最前線にいる阿波市としては、こうしたことを念頭に置きながら、先ほどの阿波市独自の政策は阿波市の施策としてしっかりと進めていただき、農家の生の声を聞き、国や県にしっかりと届けていき、近い将来、阿波市で農業を続けてきてよかったと本当に思えるように、農家の方に思っただけのように、なお一層、農業政策、阿波市政策のほうでお願いして、私の質問を終わります。

○議長（笠井安之君） これで阿波みらい阿部雅志君の代表質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時32分 休憩

午後 0時58分 再開

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、はばたき坂東重夫君の代表質問を許可いたします。

はばたき坂東重夫君。

○9番（坂東重夫君） 議席番号9番坂東重夫、ただいまからはばたきを代表して質問を始めたいと思います。

最初に、第2ステージにおける行財政運営についてであります。

阿波市は、平成17年4月1日に板野郡と阿波郡の4つの町が合併し、県下7番目の市として誕生しました。本年4月1日で市制20周年を迎え、本市の第2ステージがスタートしたところであります。去る4月26日にアエルワで開催された阿波市市制施行20周年記念式典においては、市民や行政関係者が多数出席のもと、市の振興などに貢献された方々の表彰式や元衆議院議員杉村太蔵氏による記念講演など、盛大に記念日を祝うことができました。

この20年間、様々な行政需要に対応し、普通交付税の合併算定替えや合併特例債等、合併に伴う優遇措置を最大限に有効活用しながら行財政運営に当たってきたところであります。特に、合併特例債については、活用限度額が資本整備が約198億円、基金造成約24億円を合わせ、約222億円が活用できるようになっております。合併後の市町村の一体性の速やかな確立を図るために行う事業、合併後の市町村の均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業など、対象事業費の95%に充当でき、元利償還金の7割が後年度に普通交付税によって措置される、合併市町村にとっては大変有利な財源でございます。この合併特例債を活用した主な事業は、ソフト事業としてまちづくり振興基金への積立て、ハード事業としてケーブルテレビ整備事業をはじめ、庁舎及び交流防災拠点施設建設事業、学校給食センター建設事業、さらには認定こども園整備事業などに充当しており、インフラ整備の充実が図られたところであります。

阿波市の令和5年度決算状況を見ますと、行財政改革の効果などもあり、預金である基金が増加したこと、借金である地方債現在高が減少していること、健全化判断比率を見ましても、現段階での財政の健全化は維持できていると考えます。しかしながら、合併に伴う手厚い財政支援措置が順次終了していく中、合併特例債も令和7年度をもって終了するため、投資的経費の見直しや経常経費の削減が求められております。

それでは、質問に入ります。

1点目の合併後20年間の行財政運営のあゆみについて、2点目の阿波市の行財政運営の現状と評価について、併せて町田市長にお聞きします。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） はばたき坂東議員の代表質問の1問目、第2ステージにおける行財政運営について2点質問をいただきましたので、順次答弁させていただきます。

1点目の合併後20年間の行財政運営のあゆみについてでございますが、阿波市は、重複するんですが、平成17年4月1日、板野郡の吉野町と土成町、阿波郡の阿波町、市場町の4町が板野郡と阿波郡の垣根を越えて合併して、人口約4万2,000人、県下7番目の市として誕生いたしました。

午前中も阿波みらいの阿部議員の代表質問でも申しておりましたが、光陰矢のごとしということで、20年間がすごく早かったように感じております。それに至るまでの20年間の間、時代は平成から令和へと移り変わり、少子・高齢化や人口減少、そして先ほど特に言われておりますのが国土強靱化ということで、20年間の間で一番印象に残るのは東日本大震災、2011年3月11日、死者が1万5,900人、行方不明者が2,500人と合計1万8,400人の方がいろいろな被災をされたということで、お悔やみ申し上げるとともに、その次に印象に残るのが未曾有のパンデミックと言われております新型コロナウイルス感染症の流行、そしてこの頃のIT技術の革新、進歩などによりまして私たちの社会は急速に変化しておりまして、想像を超えるような変革期を迎えることとなりました。

そして、議員も言われましたように、この20年間の阿波市のまちづくりは第1ステージの段階、阿波市が20歳の青年都市ということで振り返ってみますと、まだまだ20年間ということで、今年の4月からの第2ステージが非常に重要になってくるということでございます。

そして、合併の、議員も言われましたように最大の目的は、人口減少、少子・高齢化等社会情勢の変化の中、地域主権の担い手である市町村の行財政基盤の強化を図りながら市民ニーズに応えることだと考えております。そして、効果を最大限に発揮するために、平成18年3月に阿波市行財政改革大綱を制定して、持続的に発展し続ける市政の実現に向けて鋭意取り組んできたところでございます。

そして、この結果に関しましては、様々な事柄、事業、合併特例債を議員が言われました、活用いたしまして、まず最初には、合併前の合併協議会等で議論されました大きな事業が2事業ございまして、平成18年度から19年度にかけて、約42億円の事業費を使ってケーブルテレビの整備の事業を実施しました。その後は、今からちょうど11年前の平成26年12月25日に落成式をいたしました。この今おります新庁舎と交流防災拠

点施設アエルワの落成式を行ってというのが一区切りとなっております。そして、特例債を使いましては、認定こども園の設置とか給食センターの設置とか、様々な事業をしながら今まで運営してきております。

そして、合併特例債につきましては、今年度で活用年度が終わりということで、これから今まで以上にいろいろな創意工夫をしながら市民、住民に対応していくことが非常に重要であると考えております。

そして、次に2点目の阿波市の行財政運営の現状と評価についてでございますが、今年度も先月末ですか、5月31日が出納閉鎖ということで、令和6年度の決算を次回の定例会にてまたご審議、チェックをいただくんですが、令和5年度決算では財政構造の弾力性を示す経常収支比率が97.5%とかなり財政の硬直化が進んでいる状況となっておりますが、一方、様々な健全化の判断比率につきましては、国が定める基準を下回っている状況となっております。

そして、先ほどの速報値でございますが、令和6年度の決算について少し申し上げますと、平成26年度には約253億円ほど市債残高というのが、借入金の残高がありましたが、令和6年度末では予算ベースで約170億円となる見込みとなっております。そして、この中の約70%強が交付税バックがあるというような状態でございます。

基金についても、令和5年度末の基金残高と比較しますと、令和6年度決算では、あくまで見込みでございますが2,000万円ほど増加して、令和6年度の基金の残高は148億5,000万円となる見込みとなっていることから、現段階では財政の健全性は維持できていると考えております。

今後も、投資と財源のバランスを十分検討しながら、健全で持続可能な行財政運営に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 坂東重夫君。

○9番（坂東重夫君） 順次答弁をいただきました。

これまで20年間の行財政運営等について詳しく説明をいただきました。ソフト、ハード両面から、数多くの事業実施に当たっては、合併による様々な財政措置を有効活用しながら当時の緊急性や重要性を鑑み、政策執行していくことにより現在の本市の比較的健全な財政状況が維持できており、一定の効果を収めることができたと認識しております。しかしながら、今後においては急速な人口減少、少子・高齢化による社会保障費の増加、老

朽化した施設の整備、再編、広域で取り組む新ごみ処理施設の整備への対応など、本市を取り巻く状況は非常に厳しいものになると予想されます。

それでは、再問いたします。

3点目の第2ステージにおける行財政運営について、町田市長に考えをお聞きします。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） はばたき坂東議員の代表質問の1問目の再問、第2ステージにおける行財政運営について答弁をさせていただきます。

阿波市の第2ステージの幕開けの年となる今年度においては、今年度より適用しております第3次阿波市総合計画・総合戦略がスタートする年ということで、様々な事業を予算化したりもいたしました。具体的な例を挙げますと、子育てするなら阿波市の実現に向けた中学校給食費の無償化事業、通学用のかばん配布事業などの子育て支援やみどりの食料システム戦略を踏まえた本市の基幹産業である農業の振興に取り組むとともに、南海トラフ地震等大規模災害に備え、スマートインターチェンジの整備や消防団車両整備事業など、総合的な防災・減災対策を着実に進めることとしております。

このように、今年度を皮切りに、当計画が掲げた本市の将来像である「みんなでつくる未来に誇れる やすらぎのまち 阿波市」の実現に向け、多様化する市民ニーズをより確に把握しながら、生活環境分野や健康・福祉・子育て分野など、6つのまちづくりに有益な施策を積極的に創造するとともに、ヒト、モノ、カネを集中的に投入してまいりたいと考えております。

一方、行財政運営においては、第2ステージの目標となります第3次阿波市総合計画・総合戦略に盛り込まれた施策の積極的な展開をしっかりとバックアップしていくことが重要であると認識しております。このため、今年度から新たな行財政運営の基本指針を定めた阿波市行財政改革推進プラン2025を始動させることといたしました。

本市を取り巻く状況は、議員お話しのとおり、人件費や物価の上昇に加え、急速な人口減少、少子・高齢化による社会保障費の増加、老朽化した施設の整備、再編、広域で取り組む新ごみ処理施設の整備への対応など非常に厳しくなっております。このような状況下も踏まえながら、当プランに基づき、ふるさと納税などさらなる持続的な自主財源の確保にも積極的に取り組むとともに、職員の適正配置による人件費の抑制、施設の統廃合や施設管理運営費の抑制、行政評価を通じた事務事業の見直しなどに取り組み、効率的、効果的に歳出を抑制していきたいと考えております。

加えて、高度化、複雑化する行政課題に対応できる人材の育成につきましても非常に重要な取組であると考えており、政策立案力の向上を目的とした政策立案研修会や持続する健全な財政運営に向けた財政研修会を開催し、これも回数を増やししながら、特に人材の育成には力を入れていきたいと考えております。

今後、10年後、20年後の阿波市の将来を見据え、次の世代に負担を残さず、健全で持続可能な行財政運営ができるように努めてまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても、ご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

そして加えまして、先ほどの、今年度から地方創生の2.0というのも始まっております。こういった中でよく言われておりますのが、東京圏への過度な一極集中というのが第1次では言われておりましたが、最近では人口が徳島県も68万人を割り込んでおりました、人口は減りながらもその町が光り輝くといったようなことを国の本部でも言っておりますので、地域の生産年齢人口の減少への対応や地域資源を生かしながら、付加価値を高める産業、事業の創出、そして地域における日常生活の持続可能性の低下などへの対応もしっかりとしていくと。そして、都市部と地方との連携機会の拡大も図っていききたいと考えております。そして、繰り返しになりますが、大規模自然災害からの創造的復興に向けた貢献する人材も育つようにしていきたいと考えております。そして最後に、地方創生の取組を加速化、深化するデジタルのさらなる活用を図っていききたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 坂東重夫君。

○9番（坂東重夫君） 答弁いただきました。

町田市長が言われたことを実現され、将来を見据えた持続可能な行財政運営に取り組み、阿波市のさらなる躍進に私たち市議会議員も共に頑張りたいと思います。

以上でこの質問を終わります。

次に、阿波市が保有する公有財産の有効活用及び運用についてであります。

阿波市では、社会情勢の変化に対応しながら、平成18年3月に策定した阿波市行財政改革大綱及び阿波市集中改革プランに基づき行財政改革を行ってまいりました。この行財政改革への取組では、数値目標を設定し、行政全般にわたる改革を行うとともに、持続可能な財政基盤の構築を図ってきたところであります。しかしながら、中期財政見通しでは歳出が歳入を上回る収支不足の状況が発生すると見込んでおります。

また、令和5年度決算において、経常収支比率、財政構造の弾力性を判断するための指

標が97.5%と合併以降最も悪化しており、経常経費の削減が求められております。さらには、財政力指数、地方公共団体の財政力を示す指数が0.35の阿波市にとって、今後の行政需要に対応していくためには自主財源の確保がますます重要となってきます。

さて、今回質問しております公有財産とは阿波市が保有する財産で、行政財産と普通財産の2つに分類されます。行政財産とは、庁舎や学校、公園、公民館等の敷地や建物で、用途や目的を妨げない範囲で使用することができます。一方、普通財産とは、行政財産以外の公有財産をいい、売却や貸付けを行うことができます。

それでは、質問に入ります。

1点目の公有財産の現状と課題について、2点目の未利用財産の売却や貸付け、有効活用等の取組状況について、併せて坂東理事にお聞きします。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） はばたき坂東議員の代表質問2問目、阿波市が保有する公有財産の有効活用及び運用について幾つかご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

まず初めに、1点目の公有財産の現状と課題についてでございますが、本市における令和5年度末の公有財産の現状としましては、庁舎や公園などの行政財産として、土地につきましては面積約749万8,610平方メートル、建物については床面積約21万3,200平方メートル、また普通財産として、土地につきましては面積約71万6,820平方メートル、建物については床面積約2,970平方メートルを保有しております。このうち、普通財産につきましては、現在比較的利活用が見込める市営住宅跡地など、土地12件、面積約9,840平方メートルや旧駐在所などの建物3件、床面積約530平方メートルについて、ホームページにて売却を含め利活用いただける方を募集しているところでございます。

課題としましては、行政財産については老朽化する公共施設の維持補修への対応や将来の建て替えなどの財政負担、また普通財産につきましては立地条件や排水施設のない財産など、直ちに売却や利活用が見込めない財産も多くあることが挙げられます。

次に、2点目の未利用財産の売却や貸付け、有効活用等の取組状況についてでございますが、令和6年度におきましては、普通財産については宅地分譲や法定外公共物を売却し、約526万円の売払収入となっており、貸付けにつきましては新たに高速道路の4車線化工事を請け負う施工業者などに貸付けを行い、約433万円の貸付収入となっており

ます。また、行政財産では、阿波地域交流センター内に設置されている阿波運転免許センターや中四国農政局ほか、電柱敷地などを貸付けすることにより約1,610万円の貸付収入を得ております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 坂東重夫君。

○9番（坂東重夫君） 順次答弁いただきました。

これまでも、未利用財産の売却や貸付け等取組はされているものの、依然として阿波市では未利用となっている普通財産が多く点在しているのが現状であります。老朽化する公共施設の対応、売却や利活用が困難な財産等、課題はあろうかと思いますが、引き続き貸付け等の活用方法を検討していくとともに、未利用財産の調査を進め、積極的に自主財源の確保に努めていただきたいと思います。

それでは、再問いたします。

3点目の阿波市が保有する公有財産の有効活用及び運用について、町田市長に考えをお聞きします。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） はばたき坂東議員の代表質問の2問目の再問、阿波市が保有する公有財産の有効活用及び運用についての質問に答弁をさせていただきます。

先ほど坂東理事のほうから答弁させていただきましたように、公共施設等の総合管理計画や公共施設の個別管理計画に基づき、公有財産の有効活用に取り組んできたところでございます。

そして、少し気づいたことをお話しさせていただきます。

人口が阿波市におきましても減少しているのは、阿波市だけではないんですが、人口が減りますと公共施設の数も減っていくというような理論でございしますが、やはり公共施設を利活用している方がおりますので、第1番に考えるのは、利用している方との統廃合とか除却する前との話合いというのが一番大事かと考えます。

そして、先月も総務省のほうに要望に行ってまいりましたが、こういったことが全国的なことがありますして、いろんな、今まで地方債、起債、借入金とも言いますが、こういったことで除却するものには地方債が財源として活用できなかったものが、総務省のほうもこういった全国的な実情を把握しながら、除却にも要件がそろえば地方債を充てて長期的に、平準的に返済できるというような工夫をしてくれているということでございます。

こういったことを踏まえまして、今年度におきましては、具体的には新たに民間事業者から提案を募り、無償で暫定的な貸付けを行うトライアル・サウンディング事業を開始いたしました。この事業は、比較的利活用の可能性がある土地3件、面積約3,100平方メートル、建物1軒、床面積190平方メートルを対象としていることから、未利用財産の有効活用につながると期待しているところであります。

また、令和7年度に計画の最終年度となる公共施設等総合管理計画につきましては、これまでの公共施設等総合管理計画と公共施設個別管理計画を一体化し、公共施設マネジメントの推進プロジェクトチームにおいて、令和8年度から30年間の実効性のある、結果の出る計画となるように検討していく予定でございます。

これらを踏まえ、今後も引き続き財政コストの削減や財源確保を念頭に、先ほども申しました利用者に便利になったと言われるような適切な財産管理や未利用財産の有効活用に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 坂東重夫君。

○9番（坂東重夫君） 答弁いただきました。

阿波市が人口減少、超高齢社会に対応できる健全な行財政運営を継続していくためには、今まで以上に業務のスリム化、効率化を図りながら、新たな財源を確保する取組に注力する必要があります。今後は、公共施設等総合管理計画と公共施設個別管理計画を一体化した計画書に基づき、引き続き財源確保と未利用財産の有効活用に努めていただくようお願い申し上げます、この質問を終わります。

最後に、子ども・子育て支援についてであります。

厚生労働省が公表した人口動態統計概数によりますと、1人の女性が一生涯に産む子どもの数に相当する合計特殊出生率が、2023年の1.2を下回る1.15となり過去最低を更新しました。また、2024年に生まれた子どもの数、出生数も、対前年4万1,227人減の68万6,061人と初の70万人割れとなっており、出生数ともに9年連続で低下、減少しております。本市の出生数は、合併当初は約250人であったものの徐々に減少し、平成30年度に200人を割ってからは急激に減少し、令和6年度に112人となっております。

少子化の進行は、将来にわたって人口、特に生産年齢人口の減少、高齢化の進展を通じ経済規模の縮小、産業や社会の担い手不足、地域の衰退等、地域の社会に深刻な影響を及

ばすことから、少子化に歯止めをかけ、地域の実情や課題に応じた少子化対策を進めていくことが何よりも重要であると言われております。このような中、こども家庭庁が発足し、こどもまんなか社会や次元の異なる少子化対策の実現に向け、こども大綱やこども未来戦略が策定されたところであります。

阿波市においては、行政運営の新たな指針である第3次阿波市総合計画・総合戦略で本市の将来像である「みんなでつくる 未来に誇れる やすらぎのまち 阿波市」を実現するために、生活環境分野や健康・福祉・子育て分野など6つのまちづくりを柱として令和7年度予算編成を進め、その中でも特に力点を置いた予算の一つとして教育、子育て支援を掲げております。具体的には、次世代を担う子どもたちの未来への投資と位置づけ、中学校給食費無償化事業を開始するほか、小学校入学に当たり通学用かばん配布事業を実施するなど、子育て支援の充実を図っていくとしております。

さらには、全ての子どもや若者が身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送ることのできるこどもまんなか社会を実現するため、国の定めるこども大綱を踏まえ、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とした阿波市こども計画を令和6年度に策定しております。

それでは、質問に入ります。

1点目の阿波市こども計画の概要について、2点目の第2期阿波市子ども・子育て支援事業計画からの主な変更点とポイントについて、大倉健康福祉部長にお聞きします。

○議長（笠井安之君） 大倉健康福祉部長。

○健康福祉部長（大倉洋二君） はばたき坂東議員の代表質問の3問目、子ども・子育て支援について幾つかご質問いただいておりますので、順次答弁させていただきます。

初めに、1点目の阿波市こども計画の概要について答弁させていただきます。

本市では、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とするこども基本法に基づいた阿波市こども計画を令和6年度に策定いたしました。本計画は、阿波っ子条例に掲げる理念に立ち返りながら、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、第3期阿波市子ども・子育て支援事業計画を包含したものとなっております。

具体的には、社会環境が大きく変化する中、子どもから若者世代、子育て家庭への支援が重要であることから、子どもが安心・安全に笑顔で生きること、子どもが遊び、学び、元気いっぱい生きること、子どもが夢に向かって持っている力を発揮できること、子どもがあらゆる場で自分の意見を言えることの4つの基本目標を軸にした、本市で育つ全ての

子ども、若者が、置かれている環境に左右されることなく安心して生活することができ、持っている力を発揮し、将来に向けて夢や希望を持って成長していける地域社会を実現するための施策を総合的に推進する計画となっています。

次に、2点目の第2期阿波市子ども・子育て支援事業計画からの主な変更点とポイントについてですが、令和5年4月に施行されたこども基本法では、子ども、若者が権利の主体であることや、子ども、若者の社会参画促進、意見反映が盛り込まれています。

本計画では、子どもや若者の意見を聴いて施策に反映することや、子ども、若者の社会参画を進めることには大きな意義があると考え、保護者向けアンケートに加え、小学5、6年生、中学校2年生及び高校生世代から39歳以下の若者を対象にアンケート調査を実施し、子どもや若者の意見を広く集め、耳を傾け、政策や事業に反映し、取り組むこととしております。また、本計画の基本理念を実現するため、市に意見を伝えたり、市と一緒に取り組む機会に参加したいと答える子どもや若者の割合や阿波っ子条例の認知度など、5つの評価指標を設定し、進捗状況を確認しながら目標達成に向けて各施策を実施していくこととしております。

さらに、新たな取組としては、高校生を対象とした若い世代が描くライフデザイン等の支援として、実際に赤ちゃんをだっこしたり、保護者から出産や育児の大変さや喜びなどの体験を聞くことで、命の大切さや子育てに関心を持つとともに、自分の成長や将来等のライフデザインについて考えることができる機会を提供していくこととしています。

一方で、子ども・子育て家庭を取り巻く諸課題は、年々深刻化、複合化している傾向にあることから、多様化するニーズを踏まえながら支援する必要があります。今後においては、引き続き子どもや若者の意見に耳を傾けるとともに、地域や学校、関係機関とさらなる連携を図り、本計画の基本理念である「阿波っ子が元気いっぱい笑顔でそだつまちづくり」を実現するための取組を着実に進めたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 坂東重夫君。

○9番（坂東重夫君） 順次答弁いただきました。

阿波市こども計画の概要や変更点などを詳しく説明をいただきました。少子化の問題は、喫緊の課題として本市のみならず全国の地方自治体においても予算を拡充するなど様々な子育て支援策に鋭意努力され、取り組んでいますが、なかなか少子化の流れを変えることができていないのが現状であります。

それでは、再問いたします。

3点目の子ども・子育て支援の将来像について、町田市長の考えをお聞きします。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） はばたき坂東議員の代表質問の3問目の再問、子ども・子育て支援の将来像について答弁をさせていただきます。

厚生労働省が去る6月4日発表した人口動態統計によると、2024年の出生数は68万6,061人で過去最少を更新、合計特殊出生率も1.15で過去最低を更新しております。このように、全国的にも少子化と人口減少は深刻な問題であり、昨年閣議決定されたこども未来戦略では、若い世代の所得増額と、社会全体の構造と意識を変え、全ての子ども・子育て世帯を切れ目なく支援することを基本理念に、令和6年度から3年間を集中的に取り組む加速化プランが策定され、本年度からは子育て支援がさらに充実し、異次元の少子化対策を推進しているところです。

また、令和5年に閣議決定されたこども大綱では、全ての子ども、若者の権利が擁護され、身体的、精神的、社会的に、将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができるこどもまんなか社会の実現が求められております。

本市におきましても、昨年度に一条放課後児童クラブの新築工事やこども家庭センターの開設、こども計画の策定など、様々な少子化、子育て支援対策を推進してまいりました。さらに、本年度からは中学校給食費無償化事業や通学用かばん配布事業に加え、9月から、認定こども園などに入園している0歳から2歳児のうち、第1子、第2子の保育料の無償化を行う予定としております。

中でも昨年度策定した阿波市こども計画は、こども大綱が目指すこどもまんなか社会の実現と「阿波っ子が元気いっぱい笑顔でそだつまちづくり」の実現に向けた阿波っ子条例に加え、子ども、若者の意見を反映した計画となっております。

本市にとりましても、未来をつくる子どもたちは一人一人が宝であり、かけがえのない存在であると考えております。今後は、阿波市こども計画に掲げる4つの基本目標を軸に、多様化する子どもや子育て世帯のニーズや状況をしっかりと捉え、施策に反映させ、子どもや若者が家族や友人、地域の深い愛情に包まれて育ち、夢をかなえ、社会の一員として将来に向かって羽ばたいていけるような施策を、なお一層推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 坂東重夫君。

○9番（坂東重夫君） 答弁いただきました。

町田市長が答弁されました取組を着実に実行され、本市に住む全ての子どもや若者が元気に学び、育ち、成長することで、子どもたち自身もここで育ちたい、ここで育ってよかったと思えるまちづくりを実現するため、さらなる子ども・子育て支援の推進をお願い申し上げ、私の全ての質問を終わります。

○議長（笠井安之君） これではばたき坂東重夫君の代表質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後1時41分 休憩

午後1時50分 再開

○議長（笠井安之君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

次に、4番竹内政幸君の一般質問を許可いたします。

4番竹内政幸君。

○4番（竹内政幸君） 議席番号4番竹内政幸、ただいまから一般質問を行います。

本日は、大きく3つの質問を行います。

1問目、市内小・中学生の安全対策について、2問目、農業機械の安全使用について、3問目、農業支援について行います。よろしくをお願いします。

それでは、1問目、学校における安全対策について質問いたします。

初めに、この6月の季節になりますと思い出されるのは、2001年6月8日に発生した大阪教育大学附属池田小学校において未来ある児童8名が命を落とすというあってはならない事件です。この衝撃的な事件は、学校は安全であるという神話が崩れ、安全管理体制を見直す契機となり、後に様々な対応が取られるようになりました。さらに、記憶に新しいところでは、先月10日、東京立川市の小学校に関係者の知人が教室に侵入し、教職員が負傷するという事件が発生しました。どちらの事件も学校という安全であるべき場所で発生した重大事案であり、警笛を鳴らすものとなりました。

そこでお伺いします。

阿波市の小・中学校の不審者対応や危機管理体制の現状はどのようになっているのでしょうか。地域に開かれた安全・安心な学校づくりも大切な視点です。文部科学省が言うように、地域に開かれた学校づくりに当たっては、ハード面とソフト面にわたる安全管理と

確保が絶対条件となっています。その観点からも、児童出入口の施錠や防犯カメラの運用、来校者へのチェック体制、危機管理マニュアルの作成、警察や地域住民、保護者との連携など、具体的にはどのような取組状況なのかお教えいただきたい。

また、重大事件はあってはならないが、起こるかもしれないという危機意識を持つことも重要です。各小・中学校において、子どもの生命を守るという意識を教職員が持ち、校内の安全点検や不審者対応訓練、校内研修など、現実味のある内容など実施状況を具体的にお教えいただきたい。

以上、子どもたちや教職員の安全を守るための本市の現状と課題解決に向けての政策について、担当部長の答弁をお願いします。

○議長（笠井安之君） 小松教育部長。

○教育部長（小松 隆君） 竹内議員の一般質問の1問目、市内小・中学校生の安全対策についての1点目、市内小・中学校における不審者対策はについて答弁をさせていただきます。

本市では、不審者の対策として全ての小・中学校に防犯カメラを設置し、複数の職員でモニタリングを行っております。また、不審者から身を守る安全教育や防犯教室の実施、さらに専門機関に依頼し、登下校時における不審者を想定した訓練や、不審者が校内に侵入した場面を想定し、さすまたなどを使った訓練を行っている学校もございます。加えて、青少年育成センターによる登下校時のパトロールの活動、スクールガードやスクールガードリーダーによる通学路の巡回活動、見守り活動なども行っております。

今後におきましても、児童・生徒の安全を確保するため、警察、青少年育成センター、保護者、地域等と連携を密に取りながら万全の体制を整えてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 竹内政幸君。

○4番（竹内政幸君） 小松部長より答弁があり、不審者対策として全ての小・中学校に防犯カメラを設置し、複数の職員でモニタリングを行っている。不審者から身を守る安全教育、防犯教室の実施、不審者を想定したさすまたを使った訓練を行っている学校もある。加えて、青少年センターによるパトロール活動、スクールガード、スクールガードリーダーによる通学路の巡回指導、見守り活動などを行っている。今後も児童・生徒の安全を確保するため、警察、青少年センター、保護者、地域等の連携を密にし、万全の体制を

整えたいと答弁がありました。学校は多くの子どもたちが生活しています。今後とも、安心して学習できる教育環境の継続を願い、次の質問に移ります。

再問として、野外活動中の安全管理体制についてお尋ねします。

本年4月、奈良市の帝塚山学園のグラウンドに落雷があり、練習中だったサッカー部の生徒が意識不明の重体となる事故が発生しました。昨年4月にも、宮崎市で高校生によるサッカーの試合中に落雷事故が発生しています。このように、部活動における重大事故について、保護者の方々の心配も大きいのではないのでしょうかと察します。この件を受け、近年の我々の想定をはるかに超える自然災害や天候急変に対する学校の安全対策の在り方をいま一度アップデートする時期が来ているのではないのでしょうかと考えます。

そこで伺います。

本市小・中学校における校外学習、部活動中の天候急変に対する判断基準はどのように定められているのでしょうか。特に、今回の事故のように雷に対する対応マニュアルは明文化されているのでしょうか。どのようなタイミングで、誰の判断によって生徒の安全確保をしているのか、具体的なシステム、また情報共有体制についてお聞かせください。先ほどの質問と重複しますが、併せてどのような方策を考えているのかも加えてお伺いします。

また、今年の夏も猛暑が予想されます。近年の線状降水帯による豪雨、命の危険を感じる暑さなど、夏場の野外での活動は残念ながらリスクを伴うものになっています。中学校の前を通りますと、生徒達が一生懸命、限られた時間の中で仲間と切磋琢磨している姿を見かけます。部活動をしたいという生徒たちの熱い思いを組み取りながら、確実に子どもたちの安全を守っていくことは、阿波市の教育行政について急務の課題であると考えています。学校現場と行政としての協働体制のなお一層の充実を図っていただきたいと要望し、担当部長の答弁をお願いします。

○議長（笠井安之君） 小松教育部長。

○教育部長（小松 隆君） 竹内議員の一般質問の1問目、市内小・中学校生の安全対策についての再問、児童・生徒の野外活動中における急激な天候不良（雷、突風等）対策はについて答弁させていただきます。

部活動など児童・生徒が参加する野外活動においては、近年、急増する急激な天候不良時における安全確保が求められています。

本市では、国の通知を踏まえ、事前に最新の天気予報を確認し、屋外での教育活動を行

っております。特に、厚い雨雲が頭上に上がったり、かすかでも雷鳴が聞こえたりするなどの気象状況が確認された際は、ためらうことなく活動時間の変更や活動の中止等の適切な措置を講ずるようにしております。さらに、オリエンテーリングなど屋外で活動を行う際は、事前に下見、打合せなどを行うとともに、天気が急変したときは引率者の判断のもと、すぐに鉄筋コンクリートの建物の中など安全な場所に避難するようにしております。今後におきましても、国の通知を踏まえ、教育活動の実施に当たっては児童・生徒の安全確保を最優先事項と位置づけ、取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 竹内政幸君。

○4番（竹内政幸君） 部長より答弁があり、児童・生徒が参加する野外活動においては、近年増加する急激な天候不良時における安全確保が求められている。本市では、国の通知を踏まえ、天気予報を確認し、野外の教育活動を行っている。特に厚い雨雲が頭上に上がったり雷鳴が聞こえたら、ためらうことなく活動の中止等の適切な措置を講じるようにしている。また、オリエンテーリングなど野外活動を行う際は、事前に下見、打合せなどをするとともに、天気が急変したときは引率者の判断のもと、安全な場所に避難するようにしている。今後も、教育活動実施に当たっては、児童・生徒の安全を最優先事項と位置づけ取り込んでいくと答弁がありました。これから、夏場にかけては猛暑が予想されます。天気が急変する季節です。安全第一の配慮をお願いして、次の質問に移ります。

それでは、2問目の質問は、農業機械の安全使用について質問いたします。

令和7年、徳島県の春の農作業安全運動は、4月15日から6月15日まで実施されています。運動期間中の5月上旬、阿波町内で、乗用田植機の下敷きになり、80代の男性が犠牲になる事故が発生しました。農業従事者が高齢化し、この方も単独で田植作業中事故に遭っています。過去においても、市内において、トラクター、コンバイン等で数人の方が貴い命をなくしています。ほとんどの農業機械の使用は危険を伴います。特に草刈り機、耕運機は轟音が発生し、周囲の確認がしづらい農機具です。

今後、市行政として農作業の安全啓発、農業機械の運転、操作時の安全確認、安全装置の確実な使用、家族や地域で声を掛け合う等の啓発活動を行い、市内のJA、土地改良区にも協力をいただき、農業機械の安全使用、事故の減少に向けて市行政の取組を担当部長にお尋ねします。

○議長（笠井安之君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 竹内議員の一般質問の2問目、農業機械の安全使用についての1点目、農業経営者に対し農業機械の安全使用対策はについて答弁をさせていただきます。

近年、農業機械の開発と導入は著しい進歩を遂げており、農業生産の向上に大きな役割を果たしておりますが、その一方で、農作業による疲労の蓄積や農業従事者の高齢化などによりまして、依然として農作業中の事故が多く発生しております。農林水産省が公表しております直近3年間の農作業事故による死亡者数を申し上げますと、令和3年が242人、令和4年が238人、令和5年が236人となっており、全国では毎年250人近くの方が亡くなっており、県内においても、毎年数名の方の貴い命が失われております。

また、令和5年度の事故原因を見てみますと、農業機械作業によるものが147人で全体の約62%、高所からの転落など施設作業によるものが6人で約3%、また熱中症などその他によるものが83人で約35%と、農業機械の作業中が最も多く、年齢階層別では65歳以上の方が202人で全体の9割近くを占めるなど、死亡事故の多くは高齢者となっております。このように、農作業中の死亡事故については、高齢者による農業機械の作業中が多く、議員お話しのとおり、本市でも先月5月に大変痛ましい事故が発生するなど、今後の安全対策強化が求められているところでございます。

こうした中、農作業中の事故を防止するためには、日頃から圃場の状況確認や機械器具の整備点検など、農業者一人一人に安全意識を高めていただくとともに、特に高齢者の1人作業中の事故を早期に発見、また未然に防止する体制が大変重要であると考えております。

こうしたことから、本市では、県の農業大学校をはじめ、JAや農業支援センターなどが開催する各種講座、あるいは研修等への参加を推進するとともに、毎年、春と秋に徳島県が実施している農作業安全運動に併せ、安全に関する正しい知識や対応策などについて阿波市ホームページをはじめ、広報誌、ケーブルテレビなど様々な方法により周知を行っているところでございます。今後におきましても、徳島県やJAなど、関係機関との連携を図りながら農作業中の事故ゼロを目指し、農業機械の安全使用対策にしっかりと取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 竹内政幸君。

○4番（竹内政幸君） 森部長より答弁があり、農業機械の導入は農業生産の向上に大き

な役割を果たしているが、農業従事者の高齢化により農作業中の事故が多く発生している。全国で毎年250名近くの方が亡くなっている。令和5年度の事故原因は農業機械の作業中が62%、施設作業中が3%、熱中症などその他が35%となっており、年代別では65歳以上が9割を占めている。今後、安全対策強化に向けて農作業中の事故を防止するためには一人一人が安全意識を高めていく。また、県農業大学校、JA、農業支援センターが開催している研修等にも参加を推進する。春と秋の農作業安全運動に併せ広報活動を行っている。今後においては、関係機関と連携を図り、事故ゼロを目指し安全対策に取り組んでいくと答弁がありました。阿波市は農業立市であり、たくさんの農業機械が使用されています。安全第一を願い、次の質問に移ります。

再問として、農業機械運転の大型特殊免許（農耕車）検定取得について、農業機械トラクターなどの公道走行には、作業機を装着した状態で、幅が1.7メートルを超える場合やトラクター単体で全長4.7メートル以上ある場合、大型特殊免許が必要です。近年、個人農家においても、40馬力以上のトラクターが使用される農業機械の大型化が進んでいます。先ほどの質問にも関連しますが、安全使用の面からも、大型特殊免許取得に向けての啓発活動の現状はどのようになっているか、担当部長の答弁をお願いします。

○議長（笠井安之君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 竹内議員の一般質問の2問目、農業機械の安全使用についての再問、農業機械運転の大型特殊免許（農耕車）の取得について答弁をさせていただきます。

近年、農作業の効率化や農業経営の大規模化、また担い手不足などに伴いまして、トラクターやコンバインなど大型機械の導入が進む中、令和2年に道路運送車両法が緩和され、ロータリーなど作業機を装備した状態でも公道走行が可能となりました。しかしながら、農業機械の幅などが一定の基準を超えますと、安全性の面から運転技術や知識、判断力が求められ、大型特殊免許の取得が義務づけられております。このことから、本市の多くの農業者においては、今後の農業経営に支障を来さないよう、徳島県立農業大学校や民間の自動車学校などにおける講習を経て運転免許を取得され、生産性の向上や耕作範囲の拡大等が図られているところでございます。

一方、大型特殊免許の取得については、自動車学校での受講費用や取得に要する時間、また大型機械の利用頻度など、農業者それぞれの理由、また判断により免許取得を見送るケースもあるとお聞きしております。しかしながら、大型特殊免許の取得は農業機械の安

全使用が促進され、加えて農作業の効率化も向上することから、農業者にとって大変有用なものであると認識しております。

こうしたことから、現在では免許取得が義務化された当時と比べまして受講機会も確保しやすい状況とお聞きしておりますので、本市といたしましても、議員お話しの大型特殊免許の取得につきましてはその有用性や効果等を丁寧に情報発信するなど、現在市内の農業者で大型特殊免許を必要としているできるだけ多くの方に取得していただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 竹内政幸君。

○4番（竹内政幸君） 部長より答弁があり、近年大型機械の導入が進む中、令和2年に道路運送車両法が緩和され、作業機を装着した状態で公道走行が可能になったが、農業機械などの幅が一定の基準を超えると大型特殊免許の取得が義務化されており、多くの農業者においては農業経営に支障が出ないように大型特殊免許を取得されていると聞いている。一方、免許取得には受講費用や取得に要する時間などにより、免許取得を見送る場合もあると聞いている。しかし、大型特殊免許の取得は農業機械の安全使用を促進し農作業も効率化することから、大変有用なものであると認識している。現在は受講機会も確保しやすいと聞いています。本市としても、大型特殊免許の取得については有効性や効果等を情報発信し、大型特殊免許を必要とされている方に取得していただけるよう答弁がありました。今後とも、大型特殊免許を必要とされる方に取得に向けての広報活動を願い、次の質問に移ります。

それでは、3問目の質問に移ります。

農業支援について、市内土地改良区、水利組合に対し、電気料金の支援について、ロシアによるウクライナ侵攻以降、燃料価格の高騰により電気料金が倍近くなっており、一般家庭においても本年冬は1か月5万円、6万円の使用料金になっており、今年の夏も猛暑日が予想され、電気料金が高額になると思います。市内土地改良区、水利組合において夏場晴天が続き、稲作において水使用料の増料になると思われます。かんがいポンプを使用している事業所は高額な電気料金が予想されます。

国においても今年度も電気料金補助を打ち出していますが、どのような施策か、また市単独でも今後電気料金補助に取り組んでいただけるか、担当部長の答弁をお願いします。

○議長（笠井安之君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 竹内議員の一般質問の3問目、農業支援について、市内土地改良区、水利組合に対しかんがいポンプ電気料金の支援をしてはについて答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルスの急速な感染拡大やロシアのウクライナ侵攻などを背景に、世界的なエネルギー危機が生じ、加えて円安などの影響もあり燃料や資機材の価格高騰が続いており、電気料金についても高止まりをしております。こうしたことから、本市では、これまで市民生活や地域経済を支えるため、国の交付金を活用しながら農業分野をはじめ幅広い分野で様々な支援策を講じてまいりました。

こうした中、議員ご提言の土地改良区等に対する電気料金の支援につきましては、令和4年度には、本市が電気料金の一部を支援する阿波市農業水利施設電気料金高騰対策支援事業を、また令和5年度、令和6年度には、国、県との連携を図りながら農業水利施設の省エネ化を進める水利施設管理強化事業を実施するなど、土地改良区や水利組合、ひいては組合員である農業者の負担軽減を図るため、これまで継続的に取り組んできたところでございます。

また、議員お話しのとおり、国は今年度においても農業水利施設に係る電気料金高騰対策を実施するとしており、省エネルギー化に取り組む施設管理者に対し、今月1日から電力消費のピークを過ぎる9月末までを期限とし、電気料金高騰分の7割が支援されることとなっております。

一方、本市独自の支援については現在のところ予定はしておらず、直ちに新たな支援制度を設けることは難しい状況にあると考えておりますが、本市といたしましても、今後さらなる電気料金の値上げ、また渇水による電力使用量の大幅な増加など、想定外の事象への対応として本市独自の支援策の必要性やその効果は大変意義あるものと認識しております。

こうしたことから、本市といたしましては、今後の社会情勢の変化や国、県等との関連施策、また国からの交付金等の動向を見極めながら、土地改良区等に対する迅速かつ適切な対応や必要に応じた支援策が展開できるようしっかりと取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 竹内政幸君。

○4番（竹内政幸君） 部長より答弁があり、世界的なエネルギー危機が生じ、加えて円高などの影響もあり、電気料金が高止まりしている。こうした中、本市においては、これ

まで市民生活、地域経済を支えるために国の交付金を活用し、農業分野をはじめ、いろいろな分野で支援策を講じてきた。土地改良区等に対する電気料金の支援は、令和4年度には本市が電気料金の一部を支援する阿波市農業水利施設電気料金高騰対策支援事業を実施。また、令和5年度、6年度は、国、県と連携を図り、水利施設管理強化事業を実施し、土地改良区、水利組合の組合員である農業者の負担軽減に取り組んできた。国も今年度電気料金高騰対策を実施するとしている。本市としては、独自の支援は予定していないが、想定外の事象への対応として支援策の必要性は認識している。今後、これからの交付金の動向を見極め、敏速かつ適切な支援策が展開できるよう取り組んでいくと答弁がありました。

今年の夏も猛暑日が続く予報が出ています。水稻においては、出穂期から成熟期にかけて多くの水が必要です。かんがいポンプの稼働も増加し、各土地改良区、水利組合にとってはかなりの負担となることが予想されます。今後、市行政の敏速な対応をお願いして、私の今回の質問を全て終わります。

○議長（笠井安之君） これで4番竹内政幸君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時22分 休憩

午後2時35分 再開

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番後藤修君の一般質問を許可いたします。

8番後藤修君。

○8番（後藤 修君） ただいまから8番後藤修が一般質問をいたします。

早速、質問に入りたいと思います。

今回の質問は、大きく分けて5問の質問をさせていただきます。1問目はライドシェアについて、2問目はスクールバスの利活用について、3問目は防災・減災について、4問目は自治会について、5問目はごみ問題について、以上5点についてです。

質問に入ります。

まず、ライドシェアについてです。

ライドシェアについては、過去にも本定例会でも何度か質問させていただきましたが、ようやく本市土成町、吉野町を含む鳴門交通圏で3月から運行が開始されました。そこ

で、新聞紙面では細かく書かれていなかったのですが、サービス面や運賃等についてどのようになっているのか、また今回は西部交通圏に属する市場町、阿波町についての記事はありませんでしたので、阿波市西部の2町についての予定もお聞きしたいと思います。

そこで1点、鳴門交通圏で始まったライドシェアとはどのようなものかについて、2点目として阿波町、市場町におけるライドシェアの導入予定はについて、併せて答弁をお願いいたします。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） 後藤議員の一般質問1問目、ライドシェアについて幾つかご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

初めに、1点目の鳴門交通圏で始まったライドシェアとはどのようなものかについてでございますが、先日の報道にもありましたように、今年3月から県内では初めての日本版ライドシェアが鳴門市、板野郡、阿波市吉野町、土成町を範囲とする鳴門交通圏において運行されました。日本版ライドシェアは、タクシー事業者の管理のもと、自家用車や一般ドライバーを活用して運送を行うサービスであり、基本的な運行内容や運賃はタクシー事業に準ずるものとなっております。なお、今回運行している事業者の場合は、余剰のタクシーを活用し、運転業務を担当していない職員がドライバーとなって、勤務時間外の副業としてライドシェアを実施しているとのことでございます。

次に、2点目の阿波町、市場町におけるライドシェアの導入予定はについてでございますが、日本版ライドシェアは、タクシー事業者が運輸局からの許可を得て実施するものでありますが、現在のところ、阿波町、市場町が属している西部交通圏では、四国運輸局から許可を受けている事業者はございません。本市としましては、引き続き地域公共交通の利用状況や市民ニーズの把握に努め、市民の皆様や事業者、関係機関と連携、協力しながら持続可能な地域公共交通の構築を目指してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 答弁いただきました。

1点目の答弁では、運賃、サービスについてはタクシー事業者に準じるものとなっていること、また2点目の答弁では、阿波町、市場町での許可を受けている事業者がないことが分かりました。

私も今回、鳴門交通圏で運行を行う事業者に問い合わせしてみました。現在の運行エリア

は厳密に言うと松茂町内のみで、料金はグーグルマップのような地図で距離を出して、距離に応じて料金を先にお客さんに提示する形態であると説明がありました。今後、エリアについて鳴門交通圏はもとより、西部交通圏も順次進める予定とは伺いました。今回問合せをした事業者は、阿波市でも既にタクシー事業をしており、阿波市での展開も期待するところであります。加えて、ライドシェア以外にもあわめぐりの利便性の向上など、様々な公共交通の課題はまだあります。本市議会でも公共交通に関していろいろな意見がありますが、優位性があるのは阿波市地域公共交通活性化協議会です。この協議会において、本議会で洗い出した問題点についてもぜひ取り上げていただいた上で、各委員の皆様からも課題解決に向けてご尽力をお願いいたします。

この項の質問を終わります。

次の質問に移ります。

2問目は、スクールバスの利活用についてです。

スクールバスの主な目的は、自宅と学校間の安全な移動手段を提供することであり、通学距離が長い地域や公共交通機関が利用しにくい地域で特に活用されているものと承知しております。そのほかにも、遠足、校外学習などの学校授業の際に生徒を集団で移動させる手段として使われたり、部活動の試合や大会、練習試合などの移動手段としてスクールバスが使われていると推測します。しかし、昼の時間帯や土曜、日曜、祝日や長期休暇のときはほぼ使われていないように思います。

そこで、1点質問いたします。

スクールバスの利用状況についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（笠井安之君） 小松教育部長。

○教育部長（小松 隆君） 後藤議員の一般質問の2問目、スクールバスの利活用についての1点目、スクールバスの利用状況について答弁させていただきます。

本市はスクールバスを3台所有しており、2台は大俣小学校の通学及び小・中学校の校外行事に、1台は小・中学校の校外行事及び大俣小学校通学の予備車両として利用しています。大俣小学校の通学には、日開谷川の西側と東側に分かれ、登校時にそれぞれ1便、下校時は下校時間に合わせてそれぞれ2便運行しています。令和6年度は通学に年間211日利用しております。また、社会科見学や水泳能力検定、部活動など学校行事にスクールバスを利用することもあります。令和6年度は74日、89回利用しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 答弁いただきました。（パネルを示す）

部長の説明にもありました3台の車両、パネルの上から大型の19人乗り、中段中ほどが中型18人乗り、一番下が小型の12人乗りになります。うち、下の2台が、この車両が通学用に、また校外行事に使われているものと思われます。上の1台は予備ということで、現在はほぼ使われてない状況のようです。また、通学には、先ほどの説明でもありましたが211日、校外行事に74日利用ということで、2台については年間8割弱は稼働している状況、しかし稼働時間で見ると、かなり少ないのではないのでしょうか。予備車両に関しては、全くと言っていいほど使われていない状況ではないのでしょうか。現車を確認しましたが、ワイパーにクモの巣がありました。予備とはいえ、もったいないということを感じたのは私だけでしょうか。利活用について考える必要があるのではないのでしょうか。

近年、国では文部科学省、国交省、総務省、また地方でも自治体のホームページなどにスクールバスの活用について報告がいろいろ書かれています。

そこで、再問として、スクールバスの公共交通機関等への活用を検討してはということで、小松教育部長に再度質問いたしたいと思います。

○議長（笠井安之君） 小松教育部長。

○教育部長（小松 隆君） 後藤議員の一般質問の2問目、スクールバスの利活用についての再問、スクールバスの公共交通機関等への利用を検討してはについて答弁させていただきます。

スクールバスの公共交通機関への利用方法としては、市民の方が児童と登校時に同乗する混乗と、空き時間を利用するデマンド型の運行が考えられます。まず、大俣小学校のスクールバスへの市民の混乗ですが、本市のスクールバスは児童の通学を前提としているため、難しいと考えています。また、通学及び学校行事の空き時間におけるデマンド型の利用につきましては、運行管理や追加コストなど乗り越えなければならない課題も多いと思われれます。一方で、地域の公共交通の確保が課題となっている中でスクールバスを活用することは、有効な手段であると認識しております。今後は教育活動全般におけるスクールバスの活用状況を丁寧に把握するとともに、他の自治体の先行事例等も参考にしながら、関係部局で協議してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 答弁いただきました。

答弁では、スクールバスへの市民の混乗や車両空き時間を利用してのデマンド型の利用の説明をいただきました。また、乗り越えなければならない課題があることもお聞きしました。

本来スクールバスは、通学を主な目的として運行されるものであり、用途外で使われるには幾つかのハードルがあるのは分かります。しかし、スクールバスの利活用というテーマには、少子・高齢化や地域の交通課題を背景に教育現場以外でのスクールバスの活用方法を検討する意義があります。先日も、市民の方よりこのようなご意見をいただきました。社協のバスが1台売られたのでもう一台しかない、老人会で遠出するにもバスは必要不可欠、何とかバスを確保してほしい。同じようなご意見を婦人会、消費者協会、サロンの管理者、文化協会の加入団体等からいただいております。

ここで何点か、既に利用されている具体的な利活用を挙げさせていただきます。

1点目として、通学以外の時間における地域住民の輸送、午前と午後の通学時間以外に高齢者の移動手段として開放。例として、北海道の一部自治体では高齢者の買物、病院送迎に使用。2点目に観光目的での運行、土日に観光バスとして運行し、地域活性化に貢献。例として、観光周遊バスとして活用。このように活用するには、課題として地域交通と教育委員会との連結も必要でしょう。時間と手間がかかるとは思いますが、スクールバスの地域共有モデル先進地に倣って事業を展開していただけるようお願いして、この質問は終わります。

次の質問に移ります。

防災・減災について質問いたします。

防災士のニーズは、日本国内で年々高まっています。防災士のニーズが高まっている背景として、1、自然災害の多発が挙げられます。地震、例として能登半島地震や南海トラフ地震の懸念、また台風や豪雨、豪雨では線状降水帯の発生頻度増加など、これらの異常現象による災害リスクの増加。2点目としては、高齢化社会と地域防災。高齢者の多い地域では、自助、共助がより重要になり、地域の住民同士が支え合う仕組みの中核として、防災士が求められています。また、自治体、学校、企業での需要が増え、自治体の防災計画や避難所運営に協力する、なくてはならない人材が防災士となっています。

そこで、1点質問いたします。

防災士の取得状況はについて答弁お願いいたします。

○議長（笠井安之君） 笠井危機管理局長。

○危機管理局長（笠井和芳君） 後藤議員の一般質問の3問目、防災・減災についての1点目、防災士の取得状況はのご質問に答弁をさせていただきます。

防災士とは、自助、共助、協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動を期待され、そのための十分な知識、技能を習得したことを日本防災士機構が認証、登録した方とされております。令和6年度の防災士新規資格取得者は10名の実績があり、累計資格取得者数は103名となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 本市における累計取得者数は103名とのことでした。103名が多いか少ないかという、私の意見ですがまだまだ少ないと思います。

ここで、防災士取得状況のパネルを作ってきましたので、見ていただきたいと思えます。（パネルを示す）

全国では令和6年11月末現在、防災士認証登録者数は30万人を突破しています。四国4県で見ると、2025年4月現在のデータにはなりますが、徳島県で7,160人、香川県で4,380人、愛媛県で2万6,330人、高知県で7,304人、また各県庁所在地の市の状況としては、徳島市はなかったんですけど、高松市が2,033人、松山市が1万1,144人、高知市は4,223人ということでした。松山市の人口は、約49万人で阿波市の3万3,000人と比べると阿波市の14.6倍になります。単純に比例で考えると、阿波市においても763人いても不思議ではないということです。もう一回言います。阿波市は103人です。また、お隣の美馬市と比べても、お隣の美馬市の人口は約2万6,000人、阿波市より少なく、阿波市の約8割弱程度です。にもかかわらず、5倍以上の522名。この違いについて読売新聞オンライン2024年4月11日付のものを読み上げます。

徳島県美馬市正規職員の8割以上が2023年度までに防災士資格を取得した。市は全員の資格取得を目指しており、担当者は、順調に推移しており、職員の防災意識の向上につなげたいと期待している。職員個人のスキルアップを通じて組織力を高め、自然災害に対応しようと、市は2020年度、4年間で全員に資格を取得してもらう目標を決定。NPO法人日本防災士機構が認証する防災士研修センターに講師の派遣を依頼し、年1回2

日間、市役所で講習を開いてきた。美馬市では取得を業務の一環として位置づけ、平日に講習を開催、所属長に配慮を求めるなど受講を促す工夫を進めた。現在は、育児休業などで受講が困難だった人を除き、市長、副市長、教育長も含めて3月末現在358人中307人が資格を取得した。市危機管理課によると、資格を取ることで職員が地域の避難所の運営マニュアルづくりに挑戦したり、防災訓練なども積極的に参加するようになった。市防災対策監は、防災は危機管理の仕事という考えから自分事として捉えるようになったと話しています。24年度は講座開催に必要な人数条件を満たさないため、未取得の職員は24年、25年度採用の新規職員と共に本年の25年度に取得する予定。講習会については、鳴門市においても同様の講習を開催する旨の内容を鳴門市のホームページにアップされています。

すみません。長くなったんですけど、そこで再問として、本市において地域防災リーダー養成講座の開催計画はについて、これも笠井危機管理局長より答弁いただきたいと思えます。

○議長（笠井安之君） 笠井危機管理局長。

○危機管理局長（笠井和芳君） 後藤議員の一般質問の3問目、防災・減災についての再問、本市において地域防災リーダー養成講座の開催計画はのご質問に答弁をさせていただきます。

徳島県危機管理部防災人材育成センターでは、防災に関する実践的な知識や技能を習得することにより地域防災活動に積極的に取り組み、防災リーダーを養成することを目的に地域防災推進員養成研修を開催しております。本年度の短期講座につきましては、10月、12月、1月の3回、あわぎんホールでの開催が計画されており、本市でも市ホームページで受講者の募集を行っているところでございます。現在、自主防災組織の活性化や地域防災力の充実強化を図る上で、防災士の方々には地域密着型の防災専門員として大きな役割を担っていただいているところでございます。

議員ご質問の、本市において地域防災リーダー養成講座の開催計画はについてでございますが、一人でも多くの方が取得する機会になることを期待し、次年度以降の年3回の開催のうち中西部地域での開催を県に要望してまいりたいと考えております。本市としましては、近隣で開催いただければより多くの方が取得するきっかけとなり、地域防災リーダーの確保へつながることを期待しております。今後におきましても、防災士の活動や育成について支援するとともに、市民の皆様のさらなる防災意識の向上に努めてまいりたいと

考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 答弁いただきました。

中西部地域での開催を県へ要望するとの前向きな答弁をいただきました。できましたら、その会場が本市になるように期待しております。阿波市選出の2名の県議会議員もACNを通じて見ていただいていると思いますので、県議会においてもこの件はぜひ取り上げていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

自治会についてです。

自治会は、法律で加入が義務づけられている法定団体とは異なり、任意団体です。入会、退会は住民の自由であり、加入しなくても法的には問題ありません。しかし、未加入の場合、地域の清掃や回覧板が回ってこないなど地域とのつながりが希薄になることもあります。また、近年では都市化やライフスタイルの多様化により、自治会の加入率は全国的に減少傾向です。特に都市部では、50%を切る地域もあります。課題としては、役員の成り手不足、高齢化、若年層の関心の低さ、共働き世帯の時間的余裕のなさ等が挙げられます。自治会は地域の共助、共に助け合う仕組みを支える重要な組織です。災害の対応や高齢化社会において、その役割はますます注目されています。

そこで、1点質問いたします。

自治会加入率の現状はについて、理事より答弁いただけますか。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） 後藤議員の一般質問4問目、自治会についての1点目、自治会加入率の現状はについて答弁をさせていただきます。

自治会は、地域に暮らす人たちが自分たちの住む地域を快適で住みよい環境にするために、お互いに協力し合って地域の様々な問題の解決に取り組む自主的な組織でございます。

議員ご質問の自治会加入率につきましては、合併当初は自治会数390団体、世帯の加入率は約76%でしたが、令和7年4月1日現在、自治会数は358団体、市内全世帯1万5,391世帯のうち8,194世帯が自治会に加入しており、自治会への加入率は約53%で、合併当初より減少している状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 答弁いただきました。

合併当初は、20年前は76%の加入率で、現在は53%ということでした。自治会数は、390団体から32団体が消滅して、現在は358団体ということです。それでも、阿波市民の半分以上が自治会に加入しているという現状です。ちなみに、徳島市の自治会加入率は、少し古いデータではありますが、2019年で約38%、現時点ではさらに低下している可能性があります。

自治会離れの主な原因は、ライフスタイルの変化、2点目としては地域との関係の希薄、3点目に役員の負担が重い、成り手不足、4点目に活動内容が魅力的でない、5点目には加入の強制感、閉鎖的な雰囲気、6番目に費用に対する不透明感、こういうものが挙げられると思います。これらの課題の中で、自治会離れの大きな要素である役員の負担が大きという課題に関して再問いたします。

再問として、自治会役員の担い手不足の対策はについてお聞きしたいと思います。続けて、理事より答弁いただきたいと思います。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） 後藤議員の一般質問4問目、自治会についての再問、自治会役員の担い手不足の対策はについて答弁をさせていただきます。

自治会への加入者の減少や役員の担い手不足につきましては、少子・高齢化の進行、ライフスタイルや価値観の多様化、またコミュニティー意識の希薄化、社会経済情勢の変化など、様々な要因が考えられ、自治会に加入しない方や加入していても活動に参加しない方が増加している状況でございます。しかしながら、近年の気候変動による土砂災害や頻発化する地震などによる大規模災害において、自治会組織の果たす役割の重要性が再認識されており、常日頃から顔が見える関係をつくり、災害時には地域とのつながりを持つことが重要であると考えております。

そこで、災害に対する危機意識及び共助意識を高めるため、ケーブルテレビを活用した防災特別番組の放送や防災出前講座を行うなど自治会への加入促進を図る取組を行ってまいりました。また、転入された方に対し、自治会への加入の必要性を記載したパンフレットの配布や、ホームページやLINEなどを活用した広報のほか、自治会育成振興費の支給などにより加入促進策を行っているところでございます。さらに、役員の負担軽減の取

組としまして、市から自治会に依頼する配布物の集約や自治会長会の開催方法を見直し、市政情報や自治会長からの意見、提言への回答を発信する番組を年1回放送しております。今後におきましても、市民の皆様は自治会の重要性を啓発するとともに、引き続き自治会に未加入の方に対しまして、加入促進に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 答弁いただきました。

まずは、自治会の加入促進については、様々な形で取り組んでいただいていることが分かりました。また、役員の負担軽減として配布物の集約や、自治会長会に代わって自治会長からの意見、提言への回答を番組にするなど、可視化して自治会役員のやりがいにもつながっているとも分かりました。引き続き、コミュニティーの重要性を市民の皆様は再認識していただき、自治会の加入率のアップ、役員の負担軽減をよろしく願います。

次の質問に移ります。

ごみ問題についてです。

8月1日よりごみ処理費用が1トン当たり現状の5万4,000円から8万4,000円に高騰するに当たり、今回も3点ほどごみ減量化について質問をいたします。

まずは、コンポストについて。

ごみ減量化において、コンポストの活用は非常に重要です。特に家庭から出る可燃ごみの中でも大きく割合を占めるのは、生ごみの削減に直結するからです。なぜコンポストが重要なのか。先ほども言いましたが、可燃ごみの中で生ごみの割合は非常に高い。家庭から出る可燃ごみの約30%から40%が生ごみとされています。つまり、生ごみを減らすだけでごみ全体の削減の効果が大きいということです。次に、生ごみは水分を多く含んでいる。生ごみの水分は、70から80%です。次に、コンポストは資源ができる。生ごみをコンポスト処理することで、堆肥という再生可能な資源に替えられます。家庭菜園、花壇、学校農園、緑地管理などに活用できます。コンポストの必要性は、ご理解いただけたと思います。

そこで、本市においてもコンポストの無料配布を行っていただいているところでありますが、本年度は2個目のコンポストも無料ということで、応募も多く、抽せんになるとの情報がりました。市民の皆様から抽せんに当たるかどうか心配であるという声をいただいています。

そこで、1点質問させていただきます。

1点目として、コンポスト（生ごみ処理容器）の追加無償配布は検討されているのか。

また次の質問として、コンポストをいただいたが使い方が分からないという声もいただいております。そこで、2点目の質問として、コンポストを有効活用するためのEM菌等の支給や作り方の勉強会等の予定についてお聞きしたいと思います。

以上、2点を稲井市民部長より答弁いただけますか。

○議長（笠井安之君） 稲井市民部長。

○市民部長（稲井誠司君） 後藤議員の一般質問5問目、ごみ問題について幾つかご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

初めに、1点目のコンポスト（生ごみ処理容器）の追加無償配布の検討はについてでございますが、今年度、家庭から排出されるごみのうち、重量のある生ごみの減量化を目的にこれまで実施してまいりましたコンポストの無料配布と電気式生ごみ処理機の購入補助を拡充いたしました。特に令和元年度に開始をいたしましたコンポストの無料配布は、生ごみの減量化に手軽に取り組めることから市民の皆様の関心も高く、毎年多くのお問合せをいただいております。今年度の申請状況でございますが、5月26日の締切りまでに配布予定数である200個の約1.9倍に当たる375件の申請をいただいたところでございます。これまで、コンポストの無料配布は予算の範囲内で実施してまいりましたが、令和7年7月末をもって中央広域環境センターではごみの焼却は行わず、市外へごみを搬出することから、ごみ処理に必要な費用を抑制するためにも、ごみの減量化は早急に取り組むべき課題でございます。これらのことから、財政上の負担は伴いますが、今年度ごみ減量化に取り組もうと申請をいただいている皆様にコンポストをお配りすることで生ごみの減量化がさらに進むと捉え、不足分につきましてできるだけ早い段階で予算計上させていただき、ご審議をいただきたいと考えております。

次に、2点目のコンポストを有効活用するためのEM菌等の支給や作り方の勉強会等の予定についてでございますが、4月28日、阿波市のごみ減量化に取り組もうと設立をされましたごみ減量運動あわネットワーク設立総会後のワークショップにおいて、参加者の方からコンポスト使用時における発酵促進の方法や夏場の害虫駆除の方法などについての相談が寄せられておりました。このことから、ごみ減量運動あわネットワークでは、コンポストの効果的な使い方の研究やEMぼかし菌の作り方を学ぶ勉強会に準備が整い次第取り組み、活動時の内容は、市民の皆様がごみ減量化に取り組む際の参考となるよう、ケー

ブルテレビや広報あわなどで紹介すると伺っております。今後も市民の皆様と協働し、ごみ減量化施策に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 答弁いただきました。

コンポストの不足分は予算計上するというので、応募していただいた市民の皆様にも今の答弁で安心していただけたと思います。

2点目の答弁では、ごみ減量運動あわネットワークでのコンポストの効率的な使い方の研究やEM菌の作り方を学ぶ勉強会を準備中であり、その活動時の内容はケーブルテレビや広報あわなどで紹介するとのことでした。

ここで1つ提案です。（パネルを示す）

こちらのパネルは、広報かみいた第324号から抜粋したものです。コンポストの使い方を説明しているものです。本市においても、このように使い方の可視化を検討してはどうでしょうか。先ほどもありましたが、例えばコンポストの使い方、EMぼかしの作り方、これをACNで放送するだけでなく動画配信、広報には動画のQRコードを添付するなど、こういう試みも検討してみてもどうでしょうか。余談ですが、上板町ではコンポストは無償ではなく、購入価格の金額、上限5,000円を補助するというものでした。

コンポストについての質問はこれで終わります。

次の質問に移ります。

本市において、分別回収されていない雑紙について質問いたします。

雑紙はリサイクルできる資源であり、本市においては、現在可燃ごみとして扱われています。雑紙の再生は、使用済みの雑紙を回収し、再利用して新しい紙製品に生まれ変わらせることです。これはリサイクルの一環であり、環境保全に大きな役割を果たしています。雑紙の例としては、次のものが挙げられます。封筒、はがき、コピー用紙、お菓子の紙箱、包装紙、食品の箱、缶ジュースの箱、6個とか4個セットにする紙です。ティッシュの箱、ラップの芯、のし紙、カレンダー、紙袋、感熱紙、いわゆるレシートなどです。これらの雑紙を今後どう回収するのか、過去にも同じ質問をさせていただきましたが、市長も替わり、状況も変わっておりますので、改めて質問いたします。

再問として、雑紙の回収に向けての取組はについて、続けて稲井部長に答弁いただけますか。

○議長（笠井安之君） 稲井市民部長。

○市民部長（稲井誠司君） 後藤議員の一般質問5問目、ごみ問題についての再問、雑紙の回収に向けての取組はについて答弁をさせていただきます。

本市では、紙類のうち新聞、雑誌、段ボール、牛乳パックを資源ごみとして回収しておりますが、それ以外の紙類につきましては、可燃ごみとして収集しております。このような状況の中、先ほどの答弁でご説明をいたしましたごみ減量運動あわネットワークの皆様から、現在回収をしております新聞、雑誌、段ボール、牛乳パック以外のチラシ、コピー用紙、包装紙、紙袋、紙箱などの雑紙を回収してはどうかとのご提案をいただいたところでございます。令和5年度に2市2町から排出されたごみのうち5割近くが紙類と布類であることから、今年度資源ごみとして雑紙回収を始めるに当たり、周知に必要なチラシの作成や回収場所の確保について検討を行っているところでございます。これまで、可燃ごみとして家庭から排出されておりました雑紙を資源ごみとして回収することは、ごみの減量化だけでなく、限られた資源の有効活用にもつながります。また、回収した雑紙を売り払うことで新たな歳入の確保にもなりますので、できるだけ早い段階で開始できるよう準備を進めてまいります。今後も県内市町村の取組などを参考に、ごみの減量化や資源の循環へ積極的に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 答弁いただきました。

既に回収に向けてのチラシ、回収場所について検討がなされているとの答弁でした。また、雑紙をごみとしてお金を払って引き取ってもらうから、仕分をして、資源として新たな歳入確保との答弁もありました。（パネルを示す）

ここで、以前にもパネルにしましたが、岡山県総社市の雑紙の市の取組を簡単に説明したいと思います。雑紙は2キロからごみ袋と交換できます。2キロに満たない場合も半端が出た場合も雑紙預かり証を発行して、無駄がありません。ごみ袋は10リッターから45リッターの4種類があります。10リッターは持ち運びに便利で、一人暮らしのお年寄りには優しい配慮です。夏の暑い時期に生ごみを何日も置いておくより、小まめにゴミ出ししたい方も多いと思います。ちなみに総社市の指定ごみ袋の価格は45リットル10枚で230円、阿波市の250円に比べると少し安いです。続いて、30リットル10枚は140円、阿波市の20リットル10枚と比べても、60円も安いです。次に、総社市の

20リットル10枚は90円です。阿波市の半値以下です。10リットル10枚は50円です。このサイズでこの価格なら、コンビニやスーパーのレジでレジ袋として1枚5円で売ってほしいという方もあるのではないのでしょうか。阿波市においても、割高な中のごみ袋を大の容量に比例して、価格を110円程度に下げることが必要ではないのでしょうか。ごみ減量を市民に意識していただけるためにも、私はこれを安くすることでごみ減量化につながるものと確信しています。この点についてもぜひ検討をお願いいたします。

ごみ減量化についてももう少し話したいと思います。

本市において、今年4月より阿波市ごみ減量化活動支援補助金がスタートしました。家庭から排出されるごみの減量化に自発的に取り組む団体に対し、経費の一部を助成し、阿波市全域におけるごみ減量化意識の高揚を図ることを目的とし、補助金として新設し、1団体当たり交付上限は20万円と、阿波市として今までになかった取組であり、ごみ減量化に期待するところであります。

ここで、もう一枚パネルをご覧くださいと思います。(パネルを示す)

板野町の取組です。賛否はあると思いますが、板野町では資源ごみ回収団体報奨金制度というものがあります。本年4月からは、全品目キロ当たり5円報奨金が上げられました。古紙、布については、以前は7円だったものが4月より12円、金属においてもアルミが5円から12円、その他の金属においても5円が10円となっています。瓶類については、1本4円から9円となっております。これらの全て、売却代金とは別に報奨金が出ます。つまり、令和5年度の水準で令和7年度も推移すると、資源ごみを回収した場合、報奨金だけで100万円程度になることが計算されます。玉井町長自ら議会で答弁しております。肝煎りの改革ではないのでしょうか。あくまで参考ですが、出来高により報奨金が出るのであれば、ごみ減量の推進力になることは間違いないと私自身は考えます。皆さんはどうでしょうか。ぜひ、検討していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

最後の質問として、3月末を予定していた新ごみ処理施設の土地賃貸借契約の内容について、特に契約金額については、新ごみ処理施設完成後に処理費用に係る経費として市民の皆様への負担がどのようになるのか、確認しないことには事業を進められません。令和2年第3回阿波市議会定例会の阿部議員への答弁では、次期ごみ処理施設は年間処理費用1トン当たり2万5,000円から3万5,000円程度、現方式と比べて低コストになるという答弁がありました。また、その後、令和4年第1回阿波市定例会の私への答弁で

は、1トン当たりですが2万5,000円から2万8,500円になるとも答弁をいただいています。言うまでもなく、土地賃貸借契約の内容によっては、1トン当たりの処理費用が大きくぶれてくるのではないのでしょうか。今までには、入札不調による遅れ、処理方式の変更等間際になっての報告が何度かありました。民間企業では、問題の深刻さに比例して、より迅速な対応が求められます。

そこで、1点質問いたします。

新ごみ処理施設の土地賃貸借契約の内容と進捗状況について、この内容については市長より答弁いただきたいと思います。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 後藤議員の一般質問の5問目の再々問、新ごみ処理施設の土地の賃貸借契約の内容と進捗状況はについて答弁をさせていただきます。

議員の言われました令和10年4月1日以降の管理経費につきましては、2回の定例会、過去のを挙げていただきましたが、これにつきましては、完成した暁には、管理運営に関しましてはその理解でお願いしたいと思います。

それと、賃貸借契約につきましては、午前中の志政クラブ原田定信議員に答弁させてもらったとおり、重複するんですけど、交渉につきましては4月をもって、先々月です、終わったということで、交渉の内容とかそんなことについては、これは公共事業でございますので、いろんな基準によって地権者の方と話ししますので、以前にもお話ししましたが、民間と民間の話というのはないので、基準というのがございます。そういった中で、4月で交渉を終えたということでございまして、現在のところ、これに伴う予算と賃借、それに伴う予算とかメインの事業費の予算とかも組合議会で計上できておりません。こういった中で全員協議会を議長に申し出てお願いするとともに、会期中に1回お願いしたいと思います。

ただ今回、組合議会での予算というのには構成市町の負担金も伴いますので、これは一番要の予算になってこようかと思っておりますので、その金額というのは議会軽視になりますので申し上げられませんが、この会期中に、繰り返しになりますが、1回全員協議会で丁寧に説明させていただきまして、一番大きな事業費も含みました予算の、組合議会で審議する前に全員協議会をもう一回お願いして、金額等についてはお願いしたいなということでございます。先ほども申し上げましたが、板野町、上板町、特にもう今週中に定例会を終える町もでございます。そこらの日程も調整させていただきまして、一番肝腎な予算関係と

なりますので、議長にお願いした全協と、また組合議会とのいろんなタイトな日程になろうと思いますが、ご理解、ご協力をお願いして答弁とさせていただきます。よろしく願いします。

○議長（笠井安之君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 答弁いただきました。

答弁では、現在開催中の阿波市議会定例会中に併せて説明したいとの答弁でした。しかし、代表、一般質問で説明していただくことにより、ACNにより多くの市民の皆様にごみ行政の進んでいる道を見ていただけるのではないのでしょうか。仮に、市長の説明だけをACNで見るのであれば、議会で何をどのように議論したのか、真意は全く見えてこないわけで、代表、一般質問の重みがなくなります。市民の目からは、市長は議会軽視ではないか、市長、議員は何をしているのか、そんな批判が出るのではないのでしょうか。現に、ごみ処理に関しての土成町、周辺自治会の説明会ではそんな声も聞こえてきました。

本会議、全員協議会、委員会、組合議会、全て大事な会議です。しかし、何度も言いますが、代表、一般質問は議員に与えられた最大の質問の場であり、議員と理事者のやり取りの質疑がACNで放送されるのは今この場だけなんです。時間の都合上これ以上は言いませんが、同様のごみの質問はまだまだ続くと思います。明日も週明けもあります。今後の市長の答弁に期待して、今回の私の質問を全て終わります。

○議長（笠井安之君） これで8番後藤修君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後3時34分 休憩

午後3時45分 再開

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中野厚志君の質問の前に、町田市長より、先ほどの後藤修君の質問に対しての答弁漏れの申出がありましたので、町田市長の発言を求めます。

町田市長。

○市長（町田寿人君） 先ほどの後藤議員の質問の中で、今日の代表質問、一般質問の中で費用的なものを言わなかったと。地方自治法の96条の第2号の中に議会の議決権っていうんがあります。96条の2号の中に、予算に関することっていうのは、市議会の議決をもらわないと、執行も何もできないわけなんです。ですから、私は報道のほうに交渉を終えたと、だけど詳細については市議会議員の皆さん方に、1市2町の構成町の議会の皆

さん方に、その予算が適正か適正ではないかという判断を仰がなかったら、仮契約とか交渉を終えたっていう表現で私は適正と思いました。仮契約の後、議会の議決を持たない予算の中でできるわけないんで、そういうことで今日も全協のときにお話しするという話をしたんで、市議会議員の議決権というのはすごい強いものがありますので、具体的な数字を示せんというのは、そここのところをご理解していただいて、言う時期が来たら金額を言わせてもらいたいということで、そういったわけで、何か都合が悪くて言えんのかなしに、議会に適正な予算である、賃借料であるなど認めてもらうときに交渉が、仮契約ができるもので、今の時点では交渉は終えたという表現しかできないということをご理解よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（笠井安之君） 次に、12番中野厚志君の一般質問を許可いたします。

12番中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 議席番号12番、日本共産党中野厚志、一般質問を始めます。

今回は、特別障害者手当について、水道水、PFASについて、教育について、ごみ処理について、4問させていただきます。

最初にまず、特別障害者手当について。

最近の物価高騰や賃金横ばいで、先日のNHKの四国のニュースで四国で倒産した企業が2か月連続で20件以上と。国民や市民が苦しい生活をしている中、6月2日に財務省が発表した1月から3月期の法人企業統計調査によると、資本金10億円以上の大企業の内部留保は564兆円と過去最大を更新しました。月5万円だけの国民年金だけで厳しい生活をしている人もいるのに、この貧富の差の実態はひど過ぎると感じるのは私だけでしょうか。

特別障害者手当は、精神または身体に著しく重度の障害があり、日常生活に常時特別な介護が必要な20歳以上の人に月2万9,590円支給される国の制度です。全国の受給者数は、13.6万人です。この手当には認定基準、所得制限、日常生活の動作評価や日常生活能力判定などの厳しい基準があります。しかし、せつかくの制度を利用、支給できる可能性を広げられればと思い、2問続けて質問します。

1問目は、阿波市で受給されている人の数はどれだけか。2問目は、本市の要介護4、5の方の人数はどれぐらいか、特別障害者手当の対象となる可能性がある方の人数はどれ

ぐらいか、答弁ください。

○議長（笠井安之君） 大倉健康福祉部長。

○健康福祉部長（大倉洋二君） 中野議員の一般質問の1問目、特別障害者手当について2点ご質問をいただいておりますので、順次答弁させていただきます。

まず、1点目のご質問、阿波市で受給されている人の数についてはでございます。

先ほど中野議員もお話がありましたが、特別障害者手当につきましては、精神または身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅及び一部の施設に入所されている20歳以上の方に支給されます。支給には所得制限があり、受給資格者の前年の所得の一定の額を超えるとき、もしくはその配偶者または受給資格者の生計を維持する扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは、手当は支給されません。手当は原則として毎年2月、5月、8月、11月に支給され、月額2万9,590円であり、本市の受給者数は令和7年4月末現在で40人となっております。

次に、2点目のご質問、本市の要介護4、5の方の人数は、特別障害者手当の対象となる可能性がある方の人数についてはでございますが、令和7年3月末現在、要介護4と認定されている方は363人、要介護5と認定されている方は249人となっております。

特別障害者手当の対象となる可能性がある方の人数はとのご質問につきましては先ほど答弁させていただいたとおり、受給要件該当の是非などの要介護認定だけをもって判断できません。したがって、対象となる可能性のある方につきましては、現在、随時相談をお受けしており、社会福祉課障がい者福祉担当窓口にて、その都度対応をさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 答弁いただきました。

特別障害者手当を受け取れる可能性がある人に制度を知らせるのは、行政の仕事です。しかし、十分とは言えません。

例えば、よそでは、施設入所者は対象外、高齢者はもらえませんという間違った説明をしている役所もあるとか。年金に加えて月約3万円が受け取れることは、介護で苦勞している人たちの生活の支えになります。また、親の介護などが心配な現役世代の人や病院にも周知徹底を働きかける必要があるということを訴えて、この質問を終わります。

2番目、有機フッ素化合物について。

日本各地の約2万5,000組の親子の調査結果を、信州大学の野見山哲生教授たちの研究チームが世界的な学術史に発表しました。妊娠中の母親の血液中の有機フッ素化合物の濃度が高いほど子どもの染色体異常の発生が多い傾向が見られたと。専門家はリスク評価の見直しや高汚染地域での調査の必要性を指摘します。今回の調査対象は、PFAS汚染地域でない一般の集団です。しかし、本市または周辺地域で産業廃棄物埋立処分場もあったことから、その影響も気になります。

そこで質問します。

本市の水道水のPFASの検査方法と調査結果について答弁ください。

○議長（笠井安之君） 吉岡水道部長。

○水道部長（吉岡 宏君） 中野議員の一般質問の2問目、有機フッ素化合物、PFASについての1点目、本市の水道水のPFASの検査方法と調査結果について答弁をさせていただきます。

水道水は水道法に基づき水質基準が定められており、51の水質基準項目について水質検査が義務づけられています。本市では安全で良質な水道水を供給するため、事業年度の開始前に検査項目、採水場所、検査回数等の方針を定めた水質検査計画を策定し、阿波市ホームページにて公表しております。

検査につきましては、本計画に基づき毎日行う、色、濁り、残留塩素は市で実施し、水質基準項目等については国の登録を受けている検査機関に委託しており、検査結果につきましては阿波市ホームページにて公表しております。

議員ご質問のPFASにつきましては1万種類以上の物質があるとされており、その代表的なものとしてPFOSとPFOAがあります。PFOS及びPFOAにつきましては、令和2年4月から国の水質管理目標設定項目に設定され、合計として1リットル当たり50ナノグラム以下とする暫定目標値が定められております。水質管理目標設定項目とは、将来にわたり水道水の安全性の確保などに万全を期する見地から、水質管理上留意すべき項目として定められているものであります。

こうした中、本市ではPFOS及びPFOAへの対応として、検査義務はありませんが水質基準項目に加えて、令和3年度から各水源地の給水栓水において検査を実施しております。これまでの検査結果は、いずれも暫定目標値を下回っており、水道水の安全性を確認しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 答弁いただきました。

どの水源地も暫定目標値を下回っていて、水道水の安全性が確認できるということですが、令和3年度からの調査で米国規制の4ナノグラムより高い数値を示した水源地が7か所中4か所あることに注目して、質問します。

水源地によって米国の規制値よりも高い数値が出ているところもありますが、発生源の特定ができるのか答弁ください。

○議長（笠井安之君） 吉岡水道部長。

○水道部長（吉岡 宏君） 中野議員の一般質問の2問目、有機フッ素化合物、PFASについての再問、水源地によってアメリカの規制値よりも高い数値が出ているところもあるが、発生源の特定ができるのかについて答弁をさせていただきます。

水道水におけるPFOS及びPFOAにつきましては、一部の国において目標値等が設定されているものの、現在も目標値等の取扱いについて最新の科学的知見等を踏まえて専門家による検討が進められていることから、その値は各国で異なっております。本市では令和3年度から継続的に検査を行い、各水源地の給水栓水における濃度がいずれも国の暫定目標値を下回っていることから、現時点におきましては発生源特定のための調査を実施する予定はありません。

今後も、引き続き国の動向を注視しながら適切に対応するとともに、水質管理を強化することにより、安全で良質な水道水の供給に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 答弁いただきました。

国の食品安全委員会が6月にまとめたPFASの健康影響に関する評価書は、PFOSなどに直接染色体異常などを引き起こす性質はないと判断、発がん性の有無は判断できなとし、肝機能、コレステロール値、ワクチン抗体反応などの影響については、可能性は否定できないとしながらも証拠が不十分などとして指標値算出の検査対象から除外した結果、厳しい規制に向けて先行する欧米と比べて日本は非常に緩い内容となっています。そのため、評価書は早急に改定しなければならないという強い意見も出ています。そういう状況を知っていただきまして、また努力をよろしくお願いします。

では次に、3番目の教育について入ります。

子どもの不登校は、この10年で3倍と急激に増加し、小・中学校で35万人近くになりました。子どもの数が減少しているというのに不登校生はどんどん増えている。割合を考えると非常に高いと思います。これまで少なかった小学校低学年でも増えています。今求められているのは行き渋りや不登校で悩んでいる子どもや親、保護者への温かい支援策です。

それと、この間、子どもだけでなく教員も追い詰められてきました。教員の長時間労働が止まらず、精神性疾患で病休となる教員も急増しています。子どもたちは、先生は忙しそうに話しにくいと感じ、教員は、子どもと向き合う時間がないと訴えています。子どもと教員の温かい触れ合いが減れば、学校は楽しくありません。

本市の教育への取組について、続けて質問します。

- 1、不登校児童・生徒、保護者への情報提供と相談活動をどのように保障しているか。
- 2、教員の多忙化を解消する方策は。続けて答弁願います。

○議長（笠井安之君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） 中野議員の一般質問の3問目、教育について幾つかの質問をいただいておりますので、順次答弁させていただきます。

初めに、1点目の不登校児童・生徒の保護者への情報提供と相談活動をどのように保障しているかについて答弁させていただきます。

不登校児童・生徒については、多様な学びの場を保障するとともに、その保護者に対する支援も必要であると認識しております。

議員ご質問の不登校児童・生徒の保護者への情報提供、相談活動につきましては、まず学校からの定期的な連絡や家庭訪問を通じてお子様の様子を伺うとともに、効果的な支援の在り方などについて情報提供を行っております。

また、阿波市教育支援センター、阿波っ子スクールにおいては、2名の支援員を配置し、不登校児童・生徒の学習をサポートするとともに、見学や体験を希望する保護者に対して指導方針や指導内容について情報提供を行うなど、随時対応しております。

加えて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどによる相談活動を積極的に実施し、心理的、福祉的な側面からも支援を行っております。こうした相談体制は、電話や個別面談など、保護者のニーズを踏まえて柔軟な形で利用できるよう配慮しております。

次に、2点目の教員の多忙化を解消する方策はについてですが、令和6年度に徳島県教育委員会から、とくしまの学校における働き方改革プラン・第3期が示されております。このプランに基づき、タイムマネジメントの徹底、業務改善のさらなる推進、外部人材の積極的活用、部活動の適正化の4つの視点から、教員の働きやすさと働きがいを実感できる環境づくりに取り組んでおります。

具体的な方策といたしましては、出退勤システムを活用した勤務時間の見える化や、授業時数や学校行事の見直し、さらには人的な支援としてスクール・サポート・スタッフや学力向上推進講師等の配置、また部活動指導員や外部指導者の配置の拡充なども積極的に行い、教員の負担軽減を図っております。

今後も、国や県の方針に基づきながら教員の声にしっかりと耳を傾けて、より実効性のある多忙化解消策を講じていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 答弁いただきました。

不登校生への学習支援が中心のようにも思います。

本来、学校は子どもにとって遊びと生活の場でもあります。不登校の急増は、学校での競争と管理をエスカレートさせた、2012年から20年の第2次安倍政権の8年間とともに始まっています。競争と管理をエスカレートさせた結果、学校がぎすぎすしてきたのではないのでしょうか。

当事者ニーズ全国調査では、子どもの学校に行きづらいと思い始めたきっかけの上位3つは、先生との関係、勉強は分かるけど授業が合わない、学校のシステムの問題といずれも学校関係で、少なくない子どもが学校が嫌いといえます。これは、全国の実態です。

我が党の不登校に対する提言は、子どもの権利を尊重し、子どもも親も安心できる支援を、過度の競争と管理をやめ子どもを人間として大切にする学校をです。教育委員会関係の皆様には、忙し過ぎる学校を改善していくためにも実態を見詰め、勇気を持って、例えば全国学力テストをやめるとか学習指導要領を見直すという姿勢を持っていただきたい。

そして、今日の新聞に載ってましたが、昨日参議院の本会議で改正給与特別措置法が可決成立しました。改正案は、残業代不支給を継続し、教職調整額を4%から段階的に10%に引き上げます。私たちのときは、4%でストップ働きました。東大教授によれば、10%の引上げは実態に合わず、小学校の教員であれば20.5%、中学校だったら2

9%の調整額が必要と指摘しています。1971年につくられた給特法、それから10%に上げようとしても、問題は2つ、教員の残業代を不支給とすること、教員の労働時間が無定量となった。今平均して教員の小・中学校の労働時間は11時間半です。

また、学校に主務教諭というような役を配し、教員間に階層と分断を生む、そういうことはぜひやめてほしいと思います。

そういうことを訴えまして、この項目を終わります。

最後、ごみ処理について。

人類はいつから自然に返らない物質を発明し、未来のことは少しも考えず、利潤追求のためなら生物にとって有毒なものでも平気で垂れ流すようになったのか。二酸化炭素の多量排出による地球温暖化は私たちの生存に大きな脅威となっています。温暖化への取組のため脱化石燃料、自然エネルギーへの転換こそ日本の取り組むべき最優先課題なのに、いまだに石炭や石油などの化石燃料に依存している日本は、国内はもとより世界自然保護団体などからも大きな批判を浴びています。

その一方で、県内では資源循環型廃棄物処理を実現しようという市民運動は継続しています。

そこで質問します。

ごみ処理施設建設の途中ですが、阿波市にとってごみ処理の一番の課題はごみの減量化だと思います。今後、ごみの減量化に向けてどのような施策を展開するのか答弁ください。

○議長（笠井安之君） 稲井市民部長。

○市民部長（稲井誠司君） 中野議員の一般質問4問目、ごみ処理について、ごみ処理施設建設の途中であるが、阿波市にとってごみ処理の一番の課題はごみの減量であるが、今後ごみの減量化に向けてどのような施策を展開するのかについて答弁をさせていただきます。

近年、環境保全や資源、エネルギーの循環に関する取組が重要性を増す中、廃棄物の発生抑制と循環利用を基本とした持続可能な循環型社会の形成が求められていることから、本市におきましても、協働、創造、自立のまちづくりを基本理念とした一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの減量化と循環型社会の実現に取り組んでいるところでございます。

近年の施策といたしましては、令和5年度からは資源循環を目的としたペットボトルの

水平リサイクルに取り組み、今年度からは重量のある生ごみの減量化を進めるため、これまで実施してまいりましたコンポストの無料配布と電気式生ごみ処理機の購入補助を拡充いたしました。

議員ご質問の、今後どのような施策を展開するのかでございますが、先ほどの後藤議員の一般質問で答弁をさせていただきましたように、ごみ減量化に取り組んでいる市民の皆様から、リサイクル可能な雑紙を新たな資源ごみとして回収してはどうかとのご提案をいただき、現在は新たな施策としてお示しできるよう雑紙回収事業の準備を進めております。雑紙を回収することはごみの減量化だけでなく、限られた資源の有効活用、いわゆる循環型社会の形成につながると考えております。

今後も、市民の皆様、行政が協同し、さらなるごみの減量化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 答弁いただきました。

プラスチックもリサイクルする方向でいくのであれば、ごみの分別を増やし、きちんとしていくことが方向性として私たち阿波市には要求されると思います。

また、別の視点からごみ処理施設を考えたとき、ある廃棄物問題の研究者に言わせれば、日本の廃棄物処理は焼却から循環型、資源化へと大きく変化していかざるを得ず、自然の流れに逆らう広域、大型のごみ焼却施設、処理施設は時代から取り残された遺物として現世代はもちろんのこと、次世代の大きなお荷物になることは明らかですという考えを持つ研究者もいます。先ほどコンポストの話が出ましたが、徳島県の徳島市のほうではキエーロという名前の生ごみを処理する四角い箱に土の入った、あれがあるそうです。一応紹介しておきます。

今、未来を見据えたごみ問題解決のために、自治体と住民が力を合わせて自主的なごみ行政を確立することが大切なのではないのでしょうかという意見を申し上げまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（笠井安之君） これで、12番中野厚志君の一般質問が終了いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

次回は、明日13日午前10時から一般質問であります。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時20分 散会

